



尼崎市 高齢者虐待 対応マニュアル

令和元年度発行 尼崎市

はじめに

尼崎市における高齢者虐待対応に際し、日頃、ご尽力頂いている皆様へ深く感謝申し上げます。

〔マニュアル発行に至る経過〕

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称「高齢者虐待防止法」）が施行され、国、県、市町において取り組むべき内容が規定され、「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」との認識が示されました。

尼崎市では、平成21年6月に、「高齢者虐待マニュアル作成チーム」を立ち上げ、地域包括支援センターを中心に高齢者虐待に関して関係者が適切な対応を行えるよう、「高齢者虐待対応マニュアル 平成24年1月」を発行しました。

その後、関係機関の皆様が高齢者虐待の理解促進と支援へのご協力を頂きながら、「マニュアル検討委員会」を編成し、実際にマニュアルを使用しながら対応を通して改善の検討を重ね、「尼崎市高齢者虐待対応マニュアル改訂版 平成27年9月」を作成しました。

この度、平成30年3月に、厚生労働省が「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月改訂）」を改訂したことを受け、既存の検討委員会を深化・発展した「高齢者虐待対応検討会議」を編成し、10年以上の高齢者虐待対応の経験と検証の結果をふまえたマニュアルの改訂を行いました。

〔マニュアルの活用について〕

作成にあたっては、高齢者虐待対応の実務に有効活用できる構成を意識し、高齢者の安全確保と養護者の支援に向けて取り組む方々の支えとなる法的根拠や、社会資源および制度を網羅的に記載することに主眼を置きました。

対応にあたる方々のみならず、高齢者虐待の当事者や地域の方々など、市全体で広く効果的に活用され、皆様の業務や生活に寄与することを願っています。

令和2年2月

尼崎市 健康福祉局 福祉部 包括支援担当

尼崎市「中央東」地域包括支援センター

尼崎市「中央西」地域包括支援センター

尼崎市「小田南」地域包括支援センター

尼崎市「小田北」地域包括支援センター

尼崎市「大庄南」地域包括支援センター

尼崎市「大庄北」地域包括支援センター

尼崎市「立花南」地域包括支援センター

尼崎市「立花北」地域包括支援センター

尼崎市「武庫東」地域包括支援センター

尼崎市「武庫西」地域包括支援センター

尼崎市「園田南」地域包括支援センター

尼崎市「園田北」地域包括支援センター

I	高齢者虐待防止の基本	1
1	高齢者虐待とは	2
1. 1	高齢者虐待防止法	2
1. 2	高齢者虐待防止法による定義	2
1. 3	養護者による高齢者虐待	2
1. 4	養介護施設従事者等による高齢者虐待	4
1. 5	虐待の発生場所における、虐待防止法の法及び年齢別の整理	7
1. 6	高齢者虐待に準じた対応を要するケース	8
2	高齢者虐待の防止に向けた基本的視点	10
3	高齢者虐待対応に関係する機関に期待される基本的な役割	12
II	養護者による高齢者虐待への対応	19
	養護者による高齢者虐待対応フローチャート	20
1	高齢者虐待の未然防止・早期発見	21
1. 1	高齢者虐待の未然防止	21
1. 2	高齢者虐待の早期発見（高齢者虐待発見チェックリスト）	21
1. 3	尼崎市における高齢者虐待の通報先	23
2	初動期段階	24
2. 1	相談・通報・届出の受付	24
2. 2	事実確認	25
2. 3	養護者の介入拒否がある場合の対応	27
2. 4	虐待の有無・緊急性の判断、対応方針の決定	29
	（参考）高齢者緊急一時保護について	31
2. 5	行政権限の行使等	32
	（1）立入調査	32
	（2）やむを得ない事由による措置	35
	（3）面会制限	38
	（4）養護老人ホームへの入所措置	40
	（5）成年後見市長申立	41
2. 6	分離支援	43
3	対応段階	45
3. 1	情報収集と整理・明確化（虐待の発生要因、課題等）	45
3. 2	支援チーム会議、援助計画の作成	47
3. 3	多機関による支援	49
	（1）アセスメント結果と実施する支援の例	49
	（2）判断能力が不十分な方への支援	50
	（3）養護者への支援	51
	（4）支援者への支援	51

高齢者虐待の
基礎知識等

対応の流れ まとめ

高齢者に関わる
全ての方へ

主に専門職向け

3. 4 対応段階の評価-----	52
4 終結段階-----	53
4. 1 終結の考え方-----	53
4. 2 終結のフローチャート-----	53
4. 3 終結の区分（詳細）-----	54
4. 4 終結の判断におけるチェック項目（例）-----	55
4. 5 終結時の申し送り-----	55

主に専門職向け

Ⅲ 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応-----57

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート-----	58
1 定義・概略-----	58
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報-----	59
2. 1 高齢者虐待防止法における通報の義務、通報者の保護-----	59
2. 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報先-----	60
3 尼崎市の対応-----	60
3. 1 通報等の受付及び記録の作成-----	60
3. 2 事前準備-----	61
3. 3 事実確認-----	61
3. 4 検討-----	61
3. 5 必要に応じた権限行使-----	61
3. 6 改善取組計画の提出要請-----	62
3. 7 モニタリング・評価-----	62
3. 8 対応の終結-----	63
3. 9 兵庫県への報告-----	63
4 身体拘束に対する考え方-----	64
5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止-----	65

対応の流れ まとめ

Ⅳ 関係法令-----67

Ⅴ 高齢者虐待対応帳票-----75



I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは

1. 1 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年（2006年）4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、医療・福祉関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や、虐待を受けた高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

1. 2 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）。

ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

1. 3 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当します。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体に接触しなくても、身体的虐待に該当する行為と認められます。)
ii 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v 経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

i 身体的虐待

① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。

② 高齢者に向けられた危険な行為や、身体に何らかの影響を与える行為。

- ・高齢者に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・高齢者に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。

③ 高齢者の利益にならない強制行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。

④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。）。
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。

ii 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。

③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。

iii 心理的虐待

○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- ・養護者の都合で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。

iv 性的虐待
○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。

v 経済的虐待
○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護サービスなどに必要な費用を支払わない。

[ポイント]
 養護しない親族による経済的虐待についても、「養護者による虐待」として認定します。

1. 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※) 直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）を含みます（高齢者虐待防止法第2条）。

i 身体的虐待	（養護者による高齢者虐待と同文）
ii 介護・世話の放棄・放任 （ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	（養護者による高齢者虐待と同文）
iv 性的虐待	（養護者による高齢者虐待と同文）
v 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設従事者等」に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、前頁の限定列挙となっています。このため、前頁に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。
(有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅など)
しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

i 身体的虐待

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられていない、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 (P.64参照)

ii 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

iii 心理的虐待
① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い、脅す。
② 侮辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで！」「なんでこんなことができないの！」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけや、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできない事を、当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、高齢者の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、高齢者の意思や状態を無視して食事の全介助をする。
⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・「家族に伝えてほしい」という訴えを、理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、高齢者の意思や状態を無視して面会させない。
⑥ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・高齢者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

iv 性的虐待
○ 高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。

v 経済的虐待	
○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。	

1. 5 虐待の発生場所における、虐待防止法の法及び年齢別の整理

年齢 所在	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設				
		障害者総合支援法		介護保険法	児童福祉法	
		障害福祉サービス事業所	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等を含む)	障がい児入所施設等	障がい児相談支援事業所等
18 歳未満	児童虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	—	改正児童福祉法	障害者虐待防止法の省令
18 歳以上 65 歳未満	障害者虐待防止法			特定疾病 (40 歳以上)	20 歳まで	—
					—	
65 歳以上	障害者虐待防止法 <u>高齢者虐待防止法</u>			<u>高齢者虐待防止法</u>	—	—

1. 6 高齢者虐待に準じた対応を要するケース

市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待か判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康・生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な支援を行う必要があります。

① 65歳以上の障害者への虐待

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号、以下、「障害者虐待防止法」という。）が成立しました。

65歳以上の障害者は、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。

上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害者虐待の所管部門と連携のうえ、虐待を受けた方の状況に応じて、各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（高齢者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）

② 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。

しかし、通報があった段階では虐待をした疑いのある方が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管部門や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

③ 医療機関における高齢者への虐待

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者・管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査し、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

④ 65歳未満の者への虐待

高齢者虐待防止法では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、65歳に近い年齢の方や、高齢者に特有の精神上・身体上の疾病を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が適当と考えられる者へ虐待が生じている場合は、高齢者虐待対応に準じた支援を行います（障害者福祉担当部門と連携して対応を検討します。）。

介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村に義務づけられている、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法115条の45第2項第2号）における対応が行われることになります。

⑤ セルフ・ネグレクト

医療・介護サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われることも多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、支援者の関与を拒否することもあり、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて、介護保険法に基づく地域ケア会議を有効活用しつつ、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」として、高齢者虐待に準じた対応を行います。

「セルフ・ネグレクト」のサイン（例）

- ☐ 脱水症状、栄養不良、未治療又は不適切な治療状況
- ☐ 危機的、非安全な生活環境（例：不適切な配線状況、室内トイレなし、暖房なし、配水設備の不備等）
- ☐ 不衛生な住居（例：害虫の出没、トイレの故障、尿臭、悪臭等）
- ☐ 不適切又は不十分な着衣状況
- ☐ 必要な医療補助具の欠如（例：眼鏡、補聴器、義歯等）
- ☐ 不適切な金銭の自己管理



「セルフ・ネグレクト」対応時の確認事項（例）

- ☐ 自身の健康や安全を損なう行為を行い、支援の拒否が見られるか
- ☐ 精神的に健全な状態であるか（精神疾患、認知症、依存症等の有無）
- ☐ 正常な判断能力（情報理解・記憶力）を有しているか
- ☐ 意思決定能力（比較検討、意思表示する能力）を有しているか
- ☐ 他人に迷惑をかけているか（公共の福祉に反する行為の有無）
- ☐ 今後の危険性が予測されるか（自傷他害のおそれ等）



「セルフ・ネグレクト」対応時の留意事項

- ① 自宅で倒れていることが外側から見えている、メーター等で明らかに在宅が確認できているが体調不良等で応答もできない様子であるなど、本人の生命・身体・財産に対する危険が認められる場合には、本人の同意を得なくても、自宅に入ることが可能です。（刑法第37条、民法第698条参考）
- ② 既に意識が無いなど、緊急性・切迫性が高い場合は、救急隊の要請を検討します。
- ③ 高齢者に介入拒否が見られる場合は、高齢者の家族や近隣住民、信頼している人など、考えられるアプローチ手法を検討し、介入を試みます。
- ④ 支援者は、高齢者本人の意思を推知して、その利益に適合する方法、言い換えれば「最善の利益」となりうる方法の提案を行います。
- ⑤ 高齢者が、十分な事理弁識能力を有しており、他害の恐れのない限りにおいて、高齢者の意思決定の内容が非合理であるように思われても、支援者は自己の価値観を押しつけず、一人の人間としての自己決定・自己実現に委ねるべき場合もあることを忘れてはなりません。

2 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

① 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する必要があります。

② 安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。入院や措置入所などの緊急保護が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも、高齢者の安全確保を最優先します。

その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

高齢者が養護者から離れることを望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のため、必要に応じて「やむを得ない事由による措置」などの支援を行うことが重要です。この場合、当事者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、理解できるように促すよう心がけます。

③ 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が求められます。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであり、夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を整え、関係者や住民に周知する必要があります。

④ 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事案に対しては、担当者一人での判断を行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、支援の方向性などについて組織的に判断します。

特に、高齢者の安全や事実確認では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

⑤ 関係機関と連携して支援する

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（高齢者、障害、医療、生活保護の担当部門等）が連携を取りながら、高齢者や養護者の生活を支援する体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

⑥ 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、「虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をする」旨を規定しています（第9条）。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使します。そのために、実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

⑦ 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織として決定します。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

⑧ 高齢者とともに、養護者を支援する

養護者支援は、虐待の未然防止・解消へ繋がる対応です。

在宅で養護者による虐待が起きる場合、虐待している養護者を「加害者」として捉えてしまいがちですが、介護疲れや養護者自身が何らかの支援（経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合もあります。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など、様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待防止法では、「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずる」とされています（第6条、第14条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

養護者支援の留意点

ア. 高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

イ. 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むこととなります。

ウ. 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行います。

3 高齢者虐待対応に関係する機関に期待される基本的な役割（令和2年2月時点）

高齢者虐待は、複雑な問題を抱えている世帯で起きやすいことから、一つの機関で対応できないことが多くあります。地域の各機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。

機関名		期待される基本的な役割
尼崎市	包括支援担当	尼崎市における高齢者虐待の責任主体を担い、業務の一部を地域包括支援センターに委託しています。 高齢者虐待の通報や届出を受理します。通報や届出に基づき、安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施します。 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあるにもかかわらず、状態把握が困難なときには立入調査を行います。（高齢者虐待防止法第11条）この際、必要に応じて、所轄の警察署長に援助を要請します。（高齢者虐待防止法第12条） 高齢者虐待対応における体制整備の責務（対応マニュアルの整備、支援ネットワークの構築等）を有しています。
	地域包括支援センター （市の業務の一部を委託）	養護者による高齢者虐待対応の中核を担う機関として、相談・助言などを行います。 通報や届出の窓口となり、虐待の事実確認を行います。虐待の疑いがある、或いは虐待が確認されたケースについては、市関係課と連携し、支援チーム会議を開催し援助計画を作成するなど、関係機関と連携しつつ対応します。 ケアマネジャーや介護サービス事業者等から、虐待や困難事例への対応について相談があった場合は、助言や支援を行います。
	福祉相談支援課	高齢者が危険を伴う状態にある場合や、養護者の妨害等により、必要な介護サービスが利用できない状況にある場合、老人福祉法に基づき職権により、施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行います。 成年後見制度の利用が必要と思われる場合であって、本人または4親等以内の親族による申立ができないときは、市長による申立を行います。なお、成年後見制度の利用に必要な費用が捻出できない場合には、その費用の助成も行います。
	しごと・くらし サポートセンター尼崎	経済的な問題だけではなく、健康上の課題や社会的な孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしにお困りの方、そのご家族などからの相談を丁寧にお聞きします。その上で、相談内容に応じて関係機関等を紹介するだけではなく、課題の解決に向けて継続的な支援が必要な方については、利用の申込を受けて支援計画を策定し、必要な支援を行います。
	・保護第1担当 ・保護第2担当	生活保護の相談に応じ、調査等の結果、基準に該当する場合は、保護の決定を行うとともに、受給者に対しては、自立に向けて必要な助言や指導を行っており、これらの活動を通して、虐待の発見や防止に向けた指導等を行います。 生活保護に関する相談や調査においては、虐待のサインを見逃さないように注意深く観察し、家庭環境や生活状況の変化等から虐待の疑いがあるような場合には、介護サービスの利用状況等を確認し、関係機関との情報共有を図ります。
	・健康増進課 ・疾病対策課 ・地域保健課 ・公害健康補償課	ライフサイクルを通じた健康相談・健康教育・健康診査等、地域住民の健康増進のための活動を実施しており、これらの活動を通して高齢者虐待の発見及び相談窓口としての役割が期待されます。
	・障害福祉課 （市役所本庁舎内） ・障害者支援課 （南・北保健福祉センター内）	障害者に対する虐待が発生した場合、障害者虐待防止法を適用し、障害者虐待対応の中核を担います。 障害のある介護保険第2号被保険者等が虐待を受けている場合には、障害福祉サービスに優先して介護サービスを利用することになっていますが、立入調査等の権限を行使する場合は障害者虐待防止法が適用されます。虐待を知りえる機会が多く、介護サービスを利用する場合に提供主体となる、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センター等と協力して対応することになります。 継続した支援の中で、家族に障害がある場合は、障害福祉課・障害者支援課との連携が重要です。
	市民課	虐待を行った養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。その場合、高齢者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法の各条項における要件を満たさない場合は、虐待を受けた高齢者の申出に基づき、「不当な目的」として閲覧等を制限します。【住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項】
	消防局	虐待やセルフ・ネグレクトなど、支援が必要な世帯を発見した際は、緊急的な対応を行います。必要に応じて、地域包括支援センターや警察へ情報提供し、適切な支援への繋ぎを行います。
医療・介護連携支援センター 「あまつなぎ」		かかりつけ医やケアマネジャーといった、医療・介護サービス提供者からの在宅医療・介護サービスに関する相談に対して、必要な情報提供、支援、調整を行います。（訪問診療医の紹介など）

各機関において「何ができるのか」「何が期待されているのか」を共通認識しておく必要があります。各機関においては、地域包括支援センター等からの依頼に応じて、支援者会議に出席するなど、可能な範囲で、高齢者虐待対応への協力を行います。

期待される対応例	高齢者虐待の対応例
・高齢者虐待の通報や届出の受理 ・市関係課への連絡調整 ・高齢者虐待の有無・緊急性の判断、見極め ・警察署長に対する援助要請 ・立入調査 ・終結を決める評価会議への出席 ・地域包括支援センターへの助言、指導 ・関係機関相互の連携強化、支援に必要な体制の整備 ・関係機関の職員の研修開催 ・通報義務や救済制度等についての広報や啓発活動	①高齢者虐待の疑いが極めて強い世帯において、地域包括支援センターが再三の事実確認を行うも、養護者の拒否があり、介入出来なかった。包括支援担当が警察署へ援助要請し、警察と立入調査を行い、安全確保に繋がった。 ②高齢者虐待対応において、関係機関と市の関係課が円滑に連携できるよう、パイプ役としての役割を担った。
・高齢者虐待の通報や届出の窓口 ・虐待の通報や届出に対する相談、指導及び助言 ・虐待の事実確認及び記録（実態把握、市への報告） ・立入調査の協力（アフターフォロー、当事者の了承を得ての同席等） ・支援チーム会議開催、援助計画書作成、モニタリング、評価 ・ケアマネジャー、サービス提供事業者への助言や支援 ・早期発見・見守りネットワークづくり ・虐待防止の予防・啓発	地域包括支援センターに配置されている専門職種それぞれの視点、把握している豊富な社会資源を活かし、多機関協同で支援した結果、高齢者虐待が解消された。
・高齢者緊急一時保護事業の実施 ・老人福祉法に基づく措置（養護老人ホームへの入所） ・老人福祉法に基づくやむを得ない措置（特別養護老人ホームへの入所、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の利用等） ・市長による成年後見制度の利用に関わる審判の請求	①高齢者の緊急的な安全確保が必要であったため、一時保護先の確保を行った。 ②高齢者が養護者から経済的虐待を受けていたが、高齢者の身内は養護者しかおらず、高齢者や家族による成年後見制度の申立が出来なかった。そのため、市長による申立を行い、適切に金銭管理が行われるようになった。
・無料職業紹介、就労訓練事業のあっせん ・住居確保給付金の支給（収入・資産要件あり） ・生活困窮者へのフードバンク支援	債務整理が必要な世帯への支援として、キャッシュフロー計算書を用いて返済計画を立て、長期的な支援を継続したことで、借金が完済出来た。
・生活保護の相談・申請受付、調査、決定 ・生活保護受給者への助言、指導 ・生活保護受給者の虐待発見や防止に向けた指導	同居の養護者が高齢者へ経済的虐待を行っていたため、ケースワーカーが養護者へ適切な金銭管理について指導を行った結果、経済的虐待が解消された。
・健康相談・健康教育・健康診査・家庭訪問等、地域住民の健康増進のための活動における意識啓発 ・精神障害、難病、認知症の関係したケースの連携 ・精神科病院の受診・入院調整 ・身体障害・知的障害の関係したケースの連携	養護者がアルコール依存症に罹患していたため、地域保健課の精神保健福祉士が継続的な相談援助を行った。養護者の家族と、依存症に対するグループワークを行い、対策を講じたことで、依存症の軽減が出来た。 虐待を受けている高齢者と虐待を受けている障害者が同一世帯で生活していたため、高齢者の支援者と障害者の支援者が連携して支援を行った。双方で情報共有を行っていたため、多角的な支援が行えた。
同左	高齢者の意思に基づき、住民基本台帳の閲覧を制限したことで、高齢者の安全確保に繋がった。
同左	高齢者が部屋で倒れ動けなくなっていたため、消防技術を活用し、部屋に入り、救急搬送に繋がった。
・在宅医療・介護サービスに関する情報提供、支援、調整 ・退院調整への支援 ・多職種・多機関の連携推進 ・連携を推進するための研修等の開催	医療サービスを全く受診していなかった高齢者を、緊急ケースとして対応できる医師に繋ぎ、迅速な介護認定や成年後見制度の活用につながった。

機関名		期待される基本的な役割
成年後見等支援センター (南・北保健福祉センター内)		成年後見制度に関する相談や申立の支援、市民後見人の養成やその活動の支援、監督等を行います。 また、弁護士や司法書士による専門相談会を開催しており、法律に関する相談を行うことができます。 判断能力は低下しているものの、契約ができる程度の人、福祉サービス利用援助事業が利用できます。 日常的な金銭管理、福祉サービスの利用支援といった日常生活の支援などを実施します。
社会福祉協議会		各地区に地域福祉活動専門員をはじめとした支部職員を配置した社会福祉協議会支部があり、地域住民の活動の支援を行っています。 地域では、ボランティアや地域住民などによる、見守りをはじめとした各種の地域活動が行われており、活動者からの相談や、様々な情報が寄せられます。 特に、見守り事業が立ちあがっている地域では、見守り推進員・協力員からの情報をもとに、地域における虐待の早期発見や継続した見守りなどの役割も期待されます。
民生児童委員		民生児童委員は、地域において相談や安否確認など、住民が安心して暮らせるよう支援を行っています。 これらの活動を通して、高齢者等から相談を受けるほか、「近所で叫び声が聞こえる」など、身近な情報を地域住民から相談を受け、窓口への相談や通報を行います。 また、日頃から高齢者家庭の実態把握に努め、市や地域包括支援センターなどの職員が事実確認等で家庭訪問する際に同行し、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行ったり、地域における虐待の早期発見や通報、見守りなどの役割も期待されます。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	利用者宅の訪問や、高齢者及び家族からの相談、介護サービス提供事業者等からの報告等により、高齢者虐待を知り得る機会が多いため、虐待の早期発見者としての役割が期待されます。 虐待或いは虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、介護サービス提供事業者等から情報収集を行い、地域包括支援センター等へ通報します。 また、地域包括支援センターの訪問調査に協力、必要に応じて支援チーム会議に出席します。虐待の改善に向けて地域包括支援センターの虐待対応の計画と連携して、適切な介護サービスが提供されるようにケアプランに反映していきます。
	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	サービスを提供しながら、高齢者や養護者等の生活状況を観察し、声かけなどの精神的支援を行うとともに、確認した状況や変化などを速やかにケアマネジャーに正しく報告します。
	・訪問看護 ・訪問リハビリテーション	訪問看護師、理学療法士、作業療法士等は、看護サービスやリハビリテーションを提供しながら、高齢者や養護者等の医療情報の確認や体調の変化、健康観察を行い、必要に応じて医療機関への受診を勧めます。 また、虐待の予防と早期発見に努め、サービスを提供しながら精神的支援を行うとともに、確認した状況や変化などを医師やケアマネジャーに的確に報告します。
	・通所系サービス (通所介護・通所リハビリテーションなど) ・訪問入浴介護	通所系サービスでは、衣服の状態や食事の様子を観察することにより、介護の放棄・放任の状況が把握されることもあります。また、サービス事業所内だけでなく、送迎時などに、自宅内の生活や家族の状況が観察できます。これらのサービス提供時に把握した事実を整理してケアマネジャーに報告します。 高齢者の全身状態を観察する機会のある入浴サービスでは、あざや傷はもちろんのこと、栄養不足による痩せや皮膚の状態変化を知ることができます。

期待される対応例	高齢者虐待の対応例
・成年後見制度等に関する相談 ・福祉サービス利用援助事業の実施	経済的虐待が生じていたケースにおいて、家族や支援者に司法書士等を紹介。司法書士が成年後見人となり、適切に金銭管理が行われるようになった。
・地域資源情報の提供 ・地域の見守りネットワークの支援	特殊な生活課題を抱えている世帯への支援として、地区の社会福祉協議会が把握している地域資源情報を地域包括支援センターに提供し、制度の狭間にあった問題の解決に繋がった。
・高齢者虐待の早期発見 ・地域包括支援センター等への通報 ・地域における身近な情報の把握や相談対応 ・地域包括支援センターの調査協力（同行・仲介など） ・地域における見守り（安否確認）	見守りが必要な世帯に対し、民生児童委員が定期的に様子を確認していた。ある日、高齢者の顔に痣があることに気づき、地域包括支援センターに通報したところ、養護者からの日常的な暴力があることがわかった。
・高齢者虐待の早期発見 ・介護サービス事業者などからの情報収集 ・地域包括支援センター等への通報 ・地域包括支援センターの事実確認への協力 ・高齢者、養護者等の状態や状況変化の観察、精神的支援 ・介護サービスの調整	①高齢者・養護者の適切なアセスメントにより、虐待の兆候の早期発見、虐待予防のためのケアプラン作成に努めた。 ②サービス担当者会議を通じた関係者の情報共有と連携により、世帯の支援策を検討した。
・高齢者虐待の早期発見・高齢者虐待の早期発見 ・発見時のケアマネジャーへの報告 ・地域包括支援センター等への通報 ・自宅内の生活や家族の状況の観察 ・高齢者、養護者等への声かけ、精神的支援 ・ケアマネジャーへ支援経過の報告	①日々、高齢者と接する立場を活かし、早期発見及びケアマネジャーへの早期報告を行い、虐待の重度化防止に繋がった。 ②高齢者・養護者双方の状態を理解していることから、日頃から良い聞き役になることができ、虐待の未然防止に繋がっている。
・高齢者虐待の早期発見 ・発見時のケアマネジャーへの報告 ・地域包括支援センター等への通報 ・医療情報の確認 ・高齢者、養護者等の体調変化、健康状態の観察 ・高齢者、養護者等への声かけ、精神的支援 ・医師への報告 ・ケアマネジャーへ支援経過の報告	①訪問看護師が、高齢者の栄養や身体状態の異変を速やかに察知し、医師に相談したところ、食事が満足に提供されていないことがわかり、軽度な段階で早期対応ができた。 ②リハビリテーション専門職が、運動動作や住環境の改善を提案し、高齢者・養護者が快適に生活できるようになった。
・高齢者虐待の早期発見 ・発見時のケアマネジャーへの報告 ・地域包括支援センター等への通報 ・全身状態（皮膚の状態・栄養の状態など）の観察（特に入浴時） ・衣服の観察 ・食事の摂取状況の観察 ・自宅内の生活や家族の状況の観察（特に送迎時） ・ケアマネジャーへ支援経過の報告 ・高齢者、養護者等への声かけ、精神的支援	入浴時の高齢者の身体状況観察、食事の際に家庭で食事が適切に与えられているかの確認、会話の中で高齢者の不安や不満についての情報を得るなど、異変をいち早く察知し、的確な情報をケアマネジャーに報告した。

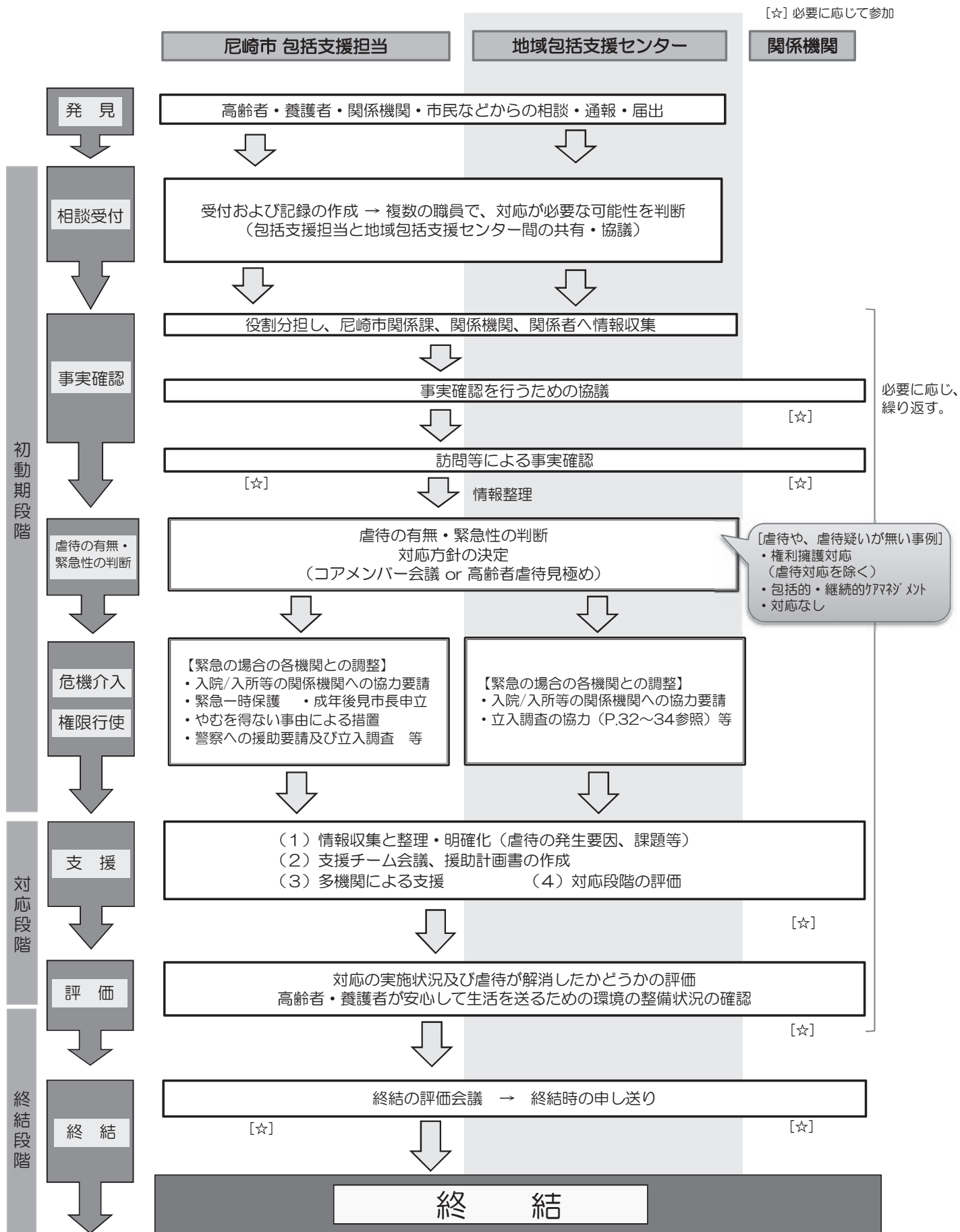
機関名		期待される基本的な役割
介護保険事業者	ショートステイ (短期入所生活介護・ 短期入所療養介護等)	通所系サービスと同様に入浴サービスや食事の提供、送迎等を通じ、高齢者や養護者等の状況を把握し、ケアマネジャーに報告します。 短期入所施設は高齢者を緊急時、一時的に保護する役割を担います。利用を通じて、特別養護老人ホーム等への入所に対する不安を取り除き、円滑な施設の利用に繋げる役割も期待されます。
	・小規模多機能サービス ・看護小規模多機能サービス	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを、組み合わせて提供し、高齢者や養護者等の状況を把握し、ケアマネジャーに報告します。 短期入所生活介護と同様、高齢者を緊急時、一時的に保護する役割を担います。
	・老人保健施設 ・グループホーム ・小規模多機能サービス等	これらのサービスにも緊急的に高齢者を保護する役割が期待されます。また、特別養護老人ホームへの早急な入所が困難な場合などは、これらの施設への入所も検討します。
	特別養護老人ホーム	高齢者虐待により、緊急に施設入所が必要と判断されるケースの優先的な入所を検討します。 また、市から「やむを得ない事由による措置」（老人福祉法第11条第1項第2号）の依頼があった場合は、優先的に入所に応じていきます。
養護老人ホーム		老人福祉法第11条第1項第1号に基づき、環境上、及び経済的理由により、家庭での養護が困難な65歳以上の高齢者のうち、「概ね身のことが自分でできる」人が入所する施設です。日本全国の養護老人ホーム（盲養護老人ホームについては、重度の視力障害者のみ）が入所対象となります。 「入所判定委員会」の判定を経て、尼崎市の措置により入所することとなりますが、虐待等により緊急性が認められる場合には、緊急入所できる場合があります。
福祉用具事業者 配食サービス		福祉用具の使用状況、配食サービスの訪問時など、生活状況を観察できることがあります。把握した状況を的確にケアマネジャーに報告します。
医療機関		医療機関は、診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況を把握できるほか、高齢者や家族の様子や変化などに気づくことができます。医師は、高齢者虐待の通報努力義務者として、早期発見に大きな役割を担います。 また、他の機関の働きかけは拒んでも、医師の指導は受け入れられやすいという傾向もあるため、サービスの利用などについて、高齢者や養護者、家族に働きかけるなどの役割を担うことも重要です。 さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断などの役割もあります。
法律機関		高齢者虐待における民事上、刑事上の訴訟時等における法律相談を行い、助言・支援を行います。経済的な理由で訴訟の費用捻出が困難な場合などは法テラスの制度利用をすることもできます。 成年後見制度の利用が必要な場合は相談援助を行います。
警察		地域での生活安全に関する相談を受けるほか、地域での見回りや安全の見守りを行います。また、市職員が立入調査をする際、市の援助要請を受けて円滑な調査ができるよう援助します。 虐待に関しては、高齢者の保護（警察官職務執行法第3条）、虐待の制止（警察官職務執行法第5条）、立入（警察官職務執行法第6条）、養護者の逮捕（刑事訴訟法）が警察の役割となります。
地域住民・地域資源		地域の商店など高齢者が日常的に立ち寄る場所の関係者は、普段見掛ける高齢者が虐待を受けている、又は受けている恐れのある場合は、その情報を地域包括支援センターへ相談・通報します。 [地域資源の例] 来店型・・・コンビニ、スーパー、銭湯、金融機関、公共交通機関など 訪問型・・・新聞配達・牛乳配達・配食サービスなど

期待される対応例	高齢者虐待の対応例
・高齢者虐待の早期発見 ・発見時のケアマネジャーへの報告 ・地域包括支援センター等への通報 ・全身状態（皮膚の状態・栄養の状態など）の観察（特に入浴時） ・衣服の観察 ・食事の摂取状況の観察 ・自宅内の生活や家族状況の観察（特に送迎時） ・高齢者の一時保護 ・円滑な入所へのつなぎ ・ケアマネジャーへ支援経過の報告 ・優先的な入所の検討 ・やむを得ない事由による措置における対応（P.35～38 参照）	①養護者の介護ストレスが増大していたため、一時的な入所のサービスを利用し、養護者が気分転換を図れる機会を設け、高齢者との関係維持に繋がった。 ②高齢者の緊急的な安全確保が必要なケースにおいて、一時的な入所のサービスを利用。その間に諸々の調整を行う時間が持てた。
・高齢者虐待の早期発見 ・発見時のケアマネジャーへの報告 ・地域包括支援センター等への通報 ・自宅内の生活や家族の状況の観察 ・ケアマネジャーへ支援経過の報告	①福祉用具事業者が、介護の負担軽減に向け、最適な福祉用具や住環境についてケアマネジャーと検討した。 ②配食サービス提供時に、毎回、短時間、高齢者と話す時間を設け、高齢者に異変が無いか確認した。
・高齢者虐待の早期発見 ・診察（不審な怪我やあざなどの状況を把握） ・地域包括支援センター等への通報、情報提供 ・診断書の作成 ・入院の必要性の判断 ・往診、在宅診療 ・介護サービス利用への働きかけ	①高齢者のサービス利用の必要性があるが、支援者の介入を拒む養護者に対し、養護者と信頼関係のある医師がサービス利用の必要性を伝え、養護者がサービス利用を受け入れてくれることとなった。 ②地域包括支援センターやケアマネジャーと共同し、在宅復帰が不安な世帯の退院調整を行った。
・民事上、刑事上の訴訟時等における法律相談、助言、支援 ・成年後見制度の利用支援	高齢者虐待対応に関し、法律に関する専門知識が必要なケースで、地域包括支援センターへ、助言を行った。
・市の立入調査への援助 ・地域での見回り、安全の見守り ・高齢者の保護、虐待の制止、立入、養護者の逮捕	精神不安定で自傷他害の恐れのある養護者との面談に同席し、養護者・支援者の双方が安心して面談を行えるよう対応した。
・地域包括支援センター等への通報 ・民生児童委員への相談	①地域住民として、支援チーム会議に参加し、高齢者・養護者に関する細かい日常生活の様子や生活歴について情報提供し、地域包括支援センターなどと共に、解決策を検討した。 ②地域包括支援センターが、高齢者・養護者の行きつけの地域の商店に、「異変があれば報告してほしい」と伝えたことで、地域の商店による虐待の早期発見が行えた。

Ⅱ 養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待 対応フローチャート

[☆] 必要に応じて参加



矢印は、必要に応じて前段階にもどる場合があります。

1 高齢者虐待の未然防止・早期発見

1. 1 高齢者虐待の未然防止

高齢者虐待発生リスク要因の例として、下表のような要因が挙げられます。これらは、高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

高齢者や養護者の心身や生活状況を見極めながら、適切かつ積極的な支援・見守りを行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になります。

虐待が起きる各々の背景

高齢者	養護者	その他
・加齢や怪我によるADLの低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ、悪化 ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化 ・判断力、金銭管理能力の低下 ・収入が少ない ・借金、浪費癖がある ・性格 ・精神不安定な状態 ・整理整頓ができない ・相談者がいない ・他疾病、障害 など	・高齢者に対する恨みなど、過去からの人間関係の悪さ ・介護負担による心身のストレス ・金銭管理能力がない ・ギャンブル ・収入不安定、無職 ・借金、浪費癖がある ・アルコール依存 ・性格 ・相談者がいない ・親族からの孤立 ・精神不安定、潔癖症 ・他疾病、障害 など	・親族関係の悪さ、孤立 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・家屋の老朽化、不衛生 ・人通りの少ない環境 ・暴力の世代間・家族間連鎖 など

（横須賀市『高齢者虐待マニュアル（第2版）』より引用・改変）



高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。これらの多様な要因に対し、未然防止策として、当事者や問題に直接働きかける視点や、取り巻く環境などに働きかける視点の両方があることに留意が必要です。

1. 2 高齢者虐待の早期発見

高齢者・養護者の「世帯全体」、「取り巻く環境」、「周囲との関わり」など、広く目を向けることが早期発見に繋がります。虐待では？と感じたら、次頁の「高齢者虐待発見チェックリスト」を活用してみてください。（あてはまらない虐待も多くあるため、注意が必要です。）

高齢者虐待発見チェックリスト（一般の方向け）

○印	ご近所にこんな世帯はありませんか？ ○がつく項目が多いほど、支援が必要な可能性が高いです。
	1 「暴力を受けている」、「怒鳴られる」、「年金を取られる」などの訴え
	2 痣や傷があるが、理由を聞いてもはっきりしない
	3 家族が介護でとても疲れ、高齢者の悪口を言っている
	4 介護や病気について相談する人がいないようだ
	5 一人暮らしや高齢者世帯で、最近、姿を見なくなった
	6 高齢者を訪ねると、家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
	7 昼間でも雨戸が閉まっている
	8 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
	9 郵便受けが新聞や手紙でいっぱいになっている
	10 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
	11 暑い日や寒い日、雨なのに高齢者が長時間外にいる
	12 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることが多い
	13 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
	14 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
	15 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

（東京都『高齢者虐待防止と権利擁護』より引用・改変）

高齢者虐待発見チェックリスト（専門職向け）

○印		以下に該当・類似するようなことがあれば、まずは、上司の方に相談するなど検討してください。	
		1 支援のためらい	話すことを躊躇、話す内容が変化、新たなサービスを拒否
		2 態度や表情	怯えた表情、急に不安がる、家族の居る場面と居ない場面で態度が異なる 等
	身 体	3 痣や傷の有無	頭部に傷、顔や腕の腫れ、身体の複数の痣、頻繁な痣 等
		4 行為の自由度	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない 等
		5 住環境の適切さ	異臭、極度な散らかり、ベタベタした感じ、冷暖房の欠如 等
	放 棄 ・ 放 任	6 衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ 等
		7 身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、伸び放題の爪 等
		8 適切な食事	やせが目立つ、菓子パンのみの食事、他所ではガツガツ食べる 等
		9 適切な医療	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない 等
		10 適切なサービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足 等
		11 支援者に対する態度	支援者と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、支援者に責任転嫁 等
	心 理	12 体重の増減	急激な体重減少、やせすぎ、拒否や過食がみられる 等
		13 話の内容	話したがらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」・「死にたい」などの発言 等
		14 適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠 等
		15 養護者の高齢者への態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的 等
	性	16 出血や傷の有無	生殖器の傷、出血、かゆみの訴え 等
	経 済	17 訴え	「お金をとられた」、「年金が入ってこない」、「貯金がなくなった」などの発言 等
		18 生活状況	資産と日常生活の大きな落差、食べるものにも困っている、通帳がない 等
	他	19 その他特記事項	

（首都大学東京 副田あけみ教授作成様式を引用・改変）

1. 3 尼崎市における高齢者虐待の通報先

養護者による高齢者虐待の通報先・・・・・・高齢者の居住実態のある地域包括支援センター（下表のとおり）

包括支援担当（電話：06-6489-6356 FAX：06-6489-6528）

施設従事者等による高齢者虐待の通報先・・・包括支援担当（同上）

エリア名	連絡先	担当地域
中央東	電話：06-4868-8300 FAX：06-4868-8303 住所：東本町4丁目103-11 (特別養護老人ホームほがらか苑内)	北大物町 東大物町（1丁目1番街区を除く） 西大物町 大物町1丁目4番12～31号・5～19番・2丁目 東難波町5丁目 昭和通1～7丁目 昭和南通3～7丁目 神田北通1～6丁目 神田中通1～6丁目 神田南通1～3丁目 東本町 北城内 南城内 築地 西松島町 東松島町 北初島町 南初島町 東初島町 西本町 西本町北通 中在家町 南竹谷町 建家町 玄番北之町 玄番南之町 東桜木町 西桜木町 寺町 汐町 開明町 西向島町 西御園町 東御園町 東浜町 東海岸町 西海岸町 大高洲町 西高洲町 東高洲町 東向島西之町 東向島東之町 御園町 船出
中央西	電話：06-6430-5615 FAX：06-6414-1401 住所：神田中通9丁目291 (ナリ診療所内)	昭和通8～9丁目 昭和南通8～9丁目 神田北通7～9丁目 神田中通7～9丁目 神田南通4～6丁目 宮内町 北竹谷町 竹谷町 西難波町 東難波町1～4丁目 扶桑町 蓬川荘園
小田南	電話：06-6488-0180 FAX：06-6488-0190 住所：金楽寺町2丁目7-7 (喜楽苑地域ケアセンター「あんしん24」内)	杭瀬本町 杭瀬北新町 杭瀬南新町 杭瀬寺島 梶ヶ島 今福 長洲東通 長洲中通 長洲本通 長洲西通 金楽寺町 西長洲町 東大物町1丁目1番街区 大物町1丁目1～3番・4番1～11号
小田北	電話：06-6498-5111 FAX：06-6492-1100 住所：潮江1丁目15-2-120 (尼崎中央病院北東)	額田町 善法寺町 弥生ヶ丘町 高田町 神崎町 下坂部1～3丁目、4丁目1～10番・14番 次屋 西川 浜 潮江 久々知西町 名神町3丁目 久々知 常光寺
大庄南	電話：06-6417-0125 FAX：06-4950-4715 住所：大庄西町4丁目3-9 (老人保健施設カブサ 平成内)	大島 大庄西町 大庄中通 道意町 武庫川町 元浜町 大浜町 丸島町 平左衛門町 扇町 又兵衛 西 末広町 中浜町 鶴町
大庄北	電話：06-6430-0511 FAX：06-6430-0512 住所：浜田町4丁目5 (ソビエツクセンター 2F)	稲葉荘 稲葉元町 大庄北 浜田町 西立花町2丁目14番・20～27番・33～35番 西立花町3丁目12～14番・17～20番 西立花町4～5丁目 崇徳院 大庄川田町 菜切山町 琴浦町 水明町 蓬川町
立花南	電話：06-6428-7112 FAX：06-6423-0130 住所：大西町3丁目17-18 (～あなたの街の相談室～ 介護と医療の窓口内)	水堂町1～2丁目・4丁目11番1～4号・18～26番 西立花町1丁目・2丁目1～13 番・15～19番・28～32番・3丁目1～11番・15～16番 立花町1～2丁目・3丁目1～9番・4丁目 七松町 東七松町 南七松町 栗山町 南塚口町5丁目13～17番・6丁目10番・7丁目 大西町 三反田町 尾浜町 名神町1～2丁目
立花北	電話：06-6422-3333 FAX：06-6422-0025 住所：富松町3丁目3-6 (グレイズセンター-南野の庭内)	武庫之荘本町3丁目1～14番 武庫之荘東2丁目 富松町 塚口町 塚口本町1～7丁目 上ノ島町 南武庫之荘2～3丁目 南塚口町8丁目 水堂町3丁目 立花町3丁目10～37番
武庫東	電話：06-4962-5308 FAX：06-4962-5309 住所：南武庫之荘1丁目25-18 (阪急武庫之荘駅南西)	武庫之荘 武庫之荘本町1～2丁目・3丁目15～26番 武庫之荘東1丁目 武庫之荘西 南武庫之荘1丁目・4～5丁目 水堂町4丁目（11番は5～17号のみ）
武庫西	電話：06-6438-3955 FAX：06-6438-3956 住所：武庫元町1丁目26-3 (武庫元町商店街西武庫交番東)	西昆陽 常松 常吉 武庫の里 武庫豊町 武庫元町 武庫町 南武庫之荘6～12丁目
園田南	電話：06-6494-8087 FAX：06-6494-8086 住所：小中島2丁目10-20 (特別養護老人ホーム園田苑南西)	上坂部 若王寺 東園田町8～9丁目 御園 口田中 瓦宮 小中島 東塚口町 戸ノ内町 下坂部4丁目11～13番 南塚口町1～4丁目・5丁目1～12番・6丁目1～9番 戸ノ内
園田北	電話：06-6498-0826 FAX：06-6498-0909 住所：田能5丁目10-25 (特別養護老人ホーム春日苑内)	田能 推堂 東園田町1～7丁目 猪名寺 南清水 食満 塚口本町8丁目

(令和2年2月1日時点)

2 初動期段階

2. 1 相談・通報・届出の受付

高齢者虐待（疑いを含む）を発見した時は、P.23 の連絡先へ、相談・通報・届出を行います。

キーポイント

高齢者虐待（疑いを含む）を発見した時

- ① 疑わしい段階でも、まずは、相談してください。
- ② 「自分で何とかしなければ」と、一人で抱え込まないでください。
- ③ 対応の記録（いつ・どこで・誰が・何を・写真など）を残してください。

養護者による高齢者虐待に関する相談の窓口は、
お住まいの地域の

地域包括支援センター、尼崎市 包括支援担当 です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談の窓口は、

尼崎市 包括支援担当 です。

緊急を要するときは110番、または、119番に通報してください。

通報の例

「〇年〇月〇日〇時ごろ。民生児童委員である私が、△△にお住まいのAさんのお宅を訪問しました。Aさんは女性で、夫のBさんと二人暮らしです。訪問時に、家の外からBさんと思われる怒鳴り声と、叩くような音が聞こえました。Aさんの頬に、最近ついたような痣があり、もしかすると、暴言や暴力があるのかもしれないと感じ、通報しました。」

高齢者虐待防止法における、相談・通報・届出の取り扱い

- ・生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。
- ・疑いがある場合には、速やかに、市町村に通報するように努めなければならない。
- ・通報することは、公務員や専門職等に定められている「守秘義務」違反とはならない。
- ・通報を受けた者は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
- ・高齢者の福祉に職務上関係ある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

（高齢者虐待防止法 第5条・7条・8条を要約）

2. 2 事実確認

養護者による高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受け付けた地域包括支援センターは、事前に多機関から得られる情報を収集し、「虐待の事実」、「緊急性」、「高齢者と養護者の意思・希望」の確認を行います。

キーポイント

- ① 相談・通報・届出を受けた地域包括支援センターは、可能な限り速やかに事実確認を行います。
- ② 原則、複数の職員で対応します。（総合的・客観的な判断、スタッフの危険回避のため）
- ③ 必要に応じ、高齢者・養護者の家族、関係機関、地域住民なども同行します。
- ④ 市職員の立会いで支援が円滑に進む場合や、緊急性が高いなど、市の権限行使が想定される場合には、包括支援担当や関係課が地域包括支援センターと共同して事実確認を行います。
- ⑤ まずは、養護者・高齢者との信頼関係の構築に努めます。それぞれの人に応じた介入方法があります。
- ⑥ 養護者の強い拒否などがあり、事実確認が難しいときは、立入調査の必要性が生じる可能性があることに留意し、地域包括支援センターは、尼崎市包括支援担当へ報告し、安全確保に努めます。

事実確認の必要性

虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、事実確認を行う必要があります（高齢者虐待防止法 第9条）。

高齢者の生命や身体の安全、虐待の有無を判断する事実を効果的に確認するため、地域包括支援センターは、あらかじめ、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行います。

事実の確認にあたっては、虐待を受けている高齢者の安全や虐待に関する情報のみでなく、家族状況を全体的に把握することで、将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

多機関から事前に収集する情報例

家族構成	支援のキーパーソンとなり得る家族がいる場合がある
生活保護の有無	受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握できる場合がある
支援機関の関わり・相談歴	地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉部門、保健部門など
医療機関からの情報	病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見など
警察からの情報	過去の相談、保護の情報など
地域住民からの情報	訪問活動の情報、近隣からの情報など
年金情報	年金の種類、年金額、振込口座

【重要：高齢者虐待対応における個人情報保護について】

個人情報保護法において、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

高齢者虐待に係る事実確認等は、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づくものであり、上記の個人情報保護法の例外規定の第1号「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。

事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、上記規定第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当すると考えられます。

市町村又はその委託を受けた地域包括支援センターが、高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることは、例外規定第4号に該当すると考えられます。

以上の理由から、市町村が高齢者虐待防止法に基づき実施する事実確認調査に協力し、高齢者等の情報提供を行うことは個人情報保護法の例外規定に当たると考えられます。

事実確認の確認事項

高齢者や養護者への訪問調査		
①虐待の種類、程度、事実、経過		
②高齢者と養護者の意思		現状についてどう考えているか、今後どこでどのように生活したいか
高齢者に関する こと	③安全確認	関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の可否を判断する上で、高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、可能な限り、面接で確認を行う。
	④身体状況	傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、介護サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
	⑤精神状態	虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性がある。
	⑥生活環境	高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。
⑦養護者や同居人に関する情報		年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど

尼崎市関係課、ケアマネジャー、介護サービス事業所、民生委員などからの情報収集	
①高齢者と養護者等の関係の把握	- 法的関係…戸籍による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握 - 人間関係…高齢者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握（関わり方等）
②生活の状況	関係機関や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況など

訪問調査を行う際の留意事項

① 複数の職員による訪問
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い
高齢者の安否確認が優先されるため、保健師等の医療職が面接を行うことも有効です。

③ 信頼関係の構築を念頭に
高齢者や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。事実確認の場から継続的に関わり、徐々に信頼関係の構築を図ることを意識して、担当職種を検討します。 初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」すら判明していない状態であるため、訪問目的としてどのような説明が効果的か、事前に検討します。例えば、「虐待」という言葉は使わず、「健診の案内」や「高齢者の困りごと相談のお知らせ」といった理由を作る工夫も有効です。 面接の中で、高齢者や養護者の状態を正確に把握し、意向を引き出すには、高齢者や養護者に安心・安全な環境を設定（話す役と聞き取る役を分けることも有効）します。

④ 高齢者、養護者等への十分な説明
高齢者及び養護者等に対して、次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の支援は、養護者や家族等を支援するものであることを十分に説明し、理解を得ます。 - 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明 - 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明 - 高齢者の権利について・・・高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市が取り得る措置に関する説明

⑤ 高齢者、養護者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

- ・身体状況の確認時・・・心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮
- ・養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行わない

⑥ 柔軟な確認手法の活用

養護者自身が支援を求めている、虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施すること考えられます。

一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く、措置入所等の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります。調査項目や調査回数は、高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

緊急性が高いと思われる例

- ・骨折、頭蓋内出血、重傷の火傷、極端な栄養不良等、状況によっては生命が危ぶまれる事態が予測される。
- ・健康や病状の悪化、拒食、失禁など複数の虐待症状が形成されてしまっている。
- ・養護者が支援者を拒否、対立し、分離をしなければ保護が図れない。
- ・人格や認知症などの精神状況に著しい歪みが生じている。
- ・養護者の人格、生活態度の偏りや社会不適応が強く、現状の介入に改善が望めそうにないか、介入自体が困難である。
- ・身体的虐待、性的虐待が繰り返される可能性がある。
- ・高齢者本人が保護を求めている。
- ・過去の経緯、情報から現在の状態での支援が困難であると想定される。

2. 3 養護者の介入拒否がある場合の対応

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を検討します。

養護者の拒否感が強く高齢者の生命や身体に関する危険性が高いが、安全確認ができない場合は、立入調査（P.32～34参照）の実施を視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対応する必要があります。

養護者の介入拒否時の対応における心構え

① 思いを理解・受容する	「虐待をした養護者＝加害者」と捉え、批判したり責めたりしない。 思いを理解・受容し、悩みや苦労、頑張ったことを労い、評価します。（傾聴・共感）
② 信頼関係を形成する	時間はかかるが、細く長く関わり、信頼関係を形成します。 「近くを通りかかったので」などの理由を見つけ、訪問や声かけを行うと、これを通じて、時に家族と連絡が取れたり、近隣から情報を聞けることがあります。
③ 緊急性が高い場合は、 法的根拠に基づき保護	緊急性が高いと判断される場合には、速やかに法的根拠に基づく保護を行います。

養護者の介入拒否時の対応例

① 名目として他の目的を設定して介入し、段階を踏みながら、少しずつ対応の幅を広げる

虐待のことで介入すると悟られないよう、名目としては違う目的を設定して介入します。例えば、介護保険の認定調査や配食サービスが考えられます。養護者が困っている事柄については、特に介入しやすいです。「養護者の困難を支援する」という視点を持つと、有効なアプローチ手法が浮かびやすいです。

② 関わりのある機関からのアプローチ

高齢者が介護サービス等を利用している場合、あるいは保健部門において訪問がなされている場合には、ケアマネジャーや介護サービス事業所職員、保健部門の職員などから、養護者に対して「介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護サービスが利用できる」などの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や支援に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

③ 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談に乗ってもらい、高齢者や養護者等の状況確認や、支援者へのつなぎをしてもらうなどの方法も考えられます。親族、知人、友人の中で、高齢者の意思決定に影響を与えうる人が居ない場合は、新たに探し、その協力を得て、支援を展開することも検討します。

④ 主たる支援者の見きわめ

現在の主たる支援者と高齢者・養護者の相性が良くない場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらうなどの方策をとることも考えられます。

高齢者が医療機関に受診している場合、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応します。

⑤ 医療機関への一時入院

高齢者に治療の必要な外傷や疾病がある、体力の低下などが疑われる場合、協力が得られやすい医師や医療機関に協力を仰いで検査入院などの対応を取り、次の対応を検討すると良いことがあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離することで、養護者へ支援しやすくなる場合があります。

※虐待を受けている高齢者の金銭管理を養護者が行っており、速やかな入院費の支払が困難な状況であれば、世帯分離という形をとり、生活保護の申請を検討することも考えられます。

⑥ さまざまな工夫を重ねても、安全を確認することができない場合

さまざまな工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合、適切な時期に立入調査の要否を検討することが必要となります。

立入調査の要否を判断する根拠として、これまで訪問した日時とその結果の記録が重要となります（例「〇月〇日〇時（訪問者名）、訪問したが、留守で会えず」など）

2. 4 虐待の有無・緊急性の判断、対応方針の決定

(1) 事実確認を行った地域包括支援センターは、「シート 1～4」の帳票を作成し、必要に応じて「その他」の帳票を付し、包括支援担当へ提出します。

シート1 利用者基本情報	高齢者に関する基本的な情報を記載します。
シート2 高齢者虐待相談確認票	高齢者・養護者の状況、虐待の状況について、記載します。 記載にあたっては、本帳票を一見すると、すぐに事案の状況がわかるように努めます。
シート3 リスクアセスメント	緊急性・重大性や、今後予想されるリスクを客観的に把握する指標として記載します。
シート4 支援経過記録	事実確認の際に確認した事項を中心に、情報収集した経過を記載します。 高齢者や養護者のこれまでの生活や、今後の意向についての記載も非常に重要です。
その他	写真、担当ケアマネジャーなどの記録等が想定されます。



(2) 地域包括支援センターから包括支援担当への提出書類を基に、ア、イのいずれかの方法で対応方針を協議します。

- ア** 地域包括支援センター、包括支援担当が分担して出席者を招集し、「高齢者虐待コアメンバー会議」を開催します。その後、「高齢者虐待コアメンバー会議録」を作成し、虐待認定を行います。
- イ** 包括支援担当が、地域包括支援センターと協議しつつ、「高齢者虐待・見極め票」を作成し、虐待認定を行います。
- ア、イのいずれの場合においても、以下の点について、特に重点的に協議することに留意します。

[高齢者虐待の対応]	
①虐待の有無の判断 ②緊急性の判断 ③対応方針の決定 ④各機関の役割分担	
[適切な行政権限の行使の必要性]	
①保護の必要性の判断 ②やむを得ない事由による措置(面会制限含む)の必要性の判断 ③立入調査の必要性の判断	
④関係機関への支援要請の要否 ⑤面会制限の必要性の判断 ⑥成年後見制度市長申立の必要性の判断	

コアメンバー会議における参加機関の役割

	包括支援担当	地域包括支援センター
参加	・係長級以上の管理職 ・地区担当者	ケース担当者
招集	○	○
会議進行	○	
帳票作成		○
板書記録		○

情報提供等のため、尼崎市関係課、ケアマネジャー、医療機関、地域住民などにも必要に応じて出席を依頼することもあります。虐待認定や緊急性の判断における責任を担うものではありません。

高齢者虐待・見極め票 (見極め票作成の場合)	or	コアメンバー会議検討記録 (コアメンバー会議開催の場合)	協議内容をふまえた対応方針や、その判断の根拠を記載します。
----------------------------------	----	--	-------------------------------

高齢者虐待の判断と対応

虐待の有無	必要となる対応例
高齢者虐待の事実が確認された場合	虐待の事実あり 「高齢者虐待である」とした判断根拠を明確にし、対応方針を決定します。
高齢者虐待の事実や疑い、権利侵害の事実が確認されなかった場合	虐待の事実なし 「高齢者虐待ではない」とした判断根拠を明確にし、必要に応じ、権利擁護支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。
収集した情報が十分でなく、通報等の内容や他の権利侵害が確認できておらず、虐待の有無が判断できない場合	判断できない 期限を定め、事実確認を継続します。事実確認の期間は「1 か月」、「3 か月」を目安とし、必要に応じて延長する。この間に虐待や、高齢者の権利を侵害する行為がみられた場合には、速やかに高齢者虐待対応に移行します。

虐待の有無を判断する際は、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。同時に、「養護者は一生懸命介護しているから」と、恣意的に判断することも避けなければなりません。



（４）緊急性が高いと判断された場合は、以下を参考に、支援を進めていきます。

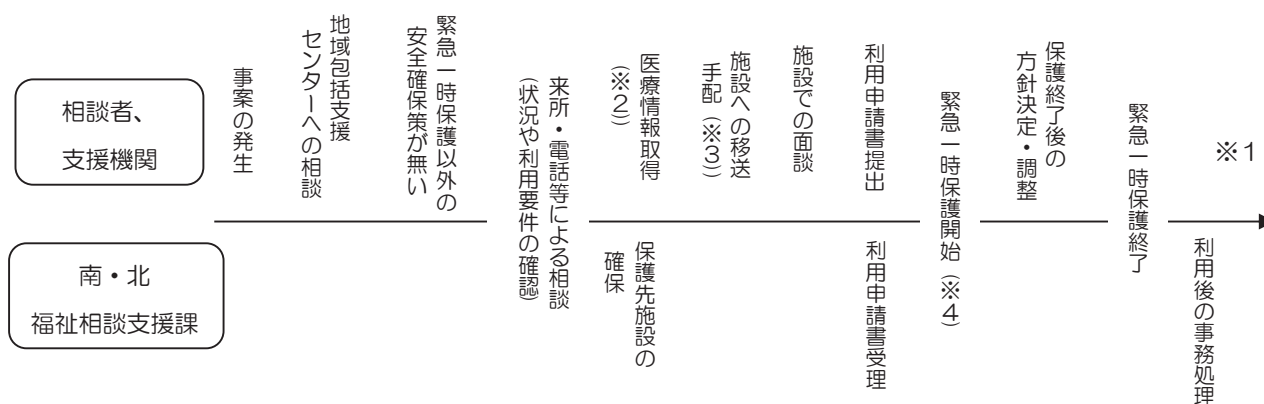
緊急対応が必要な状況	対応の流れ	相談が想定される機関
状況把握が困難	虐待の疑いのある世帯へ、様々な工夫を凝らした事実確認（P.25～28 参照）を行うも、なお高齢者の生命や身体の安全を確認できない場合は、包括支援担当が警察へ援助を要請し、「 <u>立入調査</u> 」（P.32～34 参照）の必要性を検討します。	- 各関係機関 - 警察
高齢者もしくは、養護者の入院や通院が必要	重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により治療の必要性が高い場合、「 <u>医療機関を受診</u> 」し、医師の指示を仰ぎます。 精神疾患などにより、精神科病院への入院が必要な場合は、 <u>南・北地域保健課と情報共有し、対応について連携します。</u>	- 医療機関 - 南・北地域保健課
状況が切迫し、高齢者や養護者から保護の訴え	左記により、緊急的な支援が必要な事案については、 <u>①介護保険施設の契約によるサービス利用</u> <u>（緊急ショートステイの利用など）</u>	①介護保険施設
日常的な暴力や脅迫	<u>②転居・入所による安全確保</u>	②公営住宅 一般賃貸住宅 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 等
重大な影響が生じる、繰り返されるおそれが高い	<u>③別居の家族や親族宅、友人宅、ホテルへの一時避難</u> <u>④高齢者緊急一時保護（P.31 参照）</u> <u>⑤やむを得ない事由による措置（P.35～38 参照）</u>	④南・北福祉相談支援課 ⑤南・北福祉相談支援課
虐待につながる家庭状況、リスク要因がある	などの支援を行い、双方の安全を確保します。	
経済的に困窮している	<u>「生活保護相談・申請」、「各種減免等手続き利用」</u> を検討します。	・各窓口
成年後見制度利用が必要だが、申立者がいない	第三者による金銭管理や身上監護の必要性のある事案において、成年後見制度利用支援を進める際に、申立できる人がいない場合は、 <u>南・北福祉相談支援課へ、市長による申立（P.41～42 参照）を相談します。</u>	- 南・北福祉相談支援課 - 南・北成年後見等支援センター

（地域保健課、福祉相談支援課、成年後見等支援センターは、南・北保健福祉センターに配置されています。）

（参考）高齢者緊急一時保護について

虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれが生じている状態、日常的に介護を行う者が緊急的な事由により介護が困難な状態、高齢者が認知症による徘徊等で保護されたなどの際に、「①適用要件」に合致している場合、一時保護施設へ保護することにより、高齢者の安定を確保することを目的としています。介護保険のサービスではありません。

利用者は所得に応じ「②利用者負担」の金額を負担します。



※1 上記のフローの順番は、前後することがあります。

※2 原則、健康診断を行い、施設へ結果を提出します。施設が認める場合は、この限りではありません。

原則として自己負担となりますが、費用負担が難しい場合は、条件を満たす場合、尼崎市が費用負担を行います。

※3 相談者や支援機関が、タクシー、介護タクシー等の移送方法を調整します。費用負担については、「※2」と同様。

※4 利用期間は、原則7日間以内です。

緊急一時保護期間中は、外出や外部との連絡が制限されます。（高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限ではありません。）

① 適用要件

65 歳以上又は、65 歳未満（要支援・要介護認定を受けている者）で、次の「ア～エ」のいずれかに該当し、かつ代替的手段（ショートステイの利用、身内や知人宅に身を寄せる、ホテルに宿泊する等）が取れないこと。

- ア 尼崎市内に住所を有し、家族からの虐待又は放置が認められる者
- イ 尼崎市内に住所を有し、介護者の疾病・事故等により一時的に介護が受けられなくなった者
- ウ 認知症による徘徊等により、尼崎市内で保護された者
- エ その他、市長が特に必要と認めた者

加えて、次の「オ～キ」の要件をすべて満たす場合に、緊急一時保護の必要性を総合的に判断します。

- オ 入院加療を要する状態や、一定以上の伝染性疾患に感染していない状態であること
- カ 健康保険を有していること
（無保険の場合は、万一、救急搬送された場合等に生活保護の医療扶助を受けられること）
- キ 要介護（要支援）認定を受けている（未申請で認定見込を含む）場合、単位不足あるいは、ショートステイ施設が、5箇所以上満床であるなどの理由により、ショートステイが利用できないこと

② 利用者負担（日用品費を除いた施設利用料）

- ・生活保護受給者または、緊急一時保護終了時においても身元不明な者 〇円／日
- ・市県民税非課税者 1,500 円／日
- ・市県民税課税者、課税区分未判明な者 2,500 円／日
- ・上記の区分に関わらず、経済的虐待等で支払いが困難な場合（後日に支払い可能になる場合は除く） 〇円／日

2. 5 行政権限の行使等

高齢者虐待防止法において、市町村には、与えられた権限を適切に行使する責務が規定されています。一定の状況下にある場合には、必要に応じて速やかに権限行使を含めた対応を行います。

高齢者虐待防止法における規定

第9条第2項、第10条	・老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保 ・成年後見制度利用開始に関する審判の請求
第11条	・立入調査の実施
第12条	・立入調査の際の警察署長に対する援助要請
第13条	・老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限
第14条	・養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置

高齢者虐待対応に係る権限行使

(1) 立入調査	P.32～34
(2) やむを得ない事由による措置	P.35～38
(3) 面会制限	P.38～39
(4) 養護老人ホームへの入所措置	P.40～41
(5) 成年後見市長申立	P.41～42

(1) 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じている恐れがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合、行政権限として、緊急的な対応措置を検討します。

① 法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市長は、職員に、高齢者の居所に立ち入り、必要な調査をさせることができます（高齢者虐待防止法 第11条）。その際、地域包括支援センターは、後方支援やアフターフォローを行います。

市長は、立入調査の際に必要な応じ適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第12条）。

正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられます（第30条）。

② 制約

立入調査の実施には制約があることを踏まえた上で、立入調査の可否や方法、警察等の関係機関への援助依頼の可否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得する、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

③ 要否の判断	
何らかの形で養護者や高齢者とコンタクトが取れると判断した場合、その方法を優先します。しかし、アプローチする手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときは、立入調査権の発動を検討する必要があります。 立入調査は権限行使にあたることから、要否については、包括支援担当の管理職が出席する会議で判断することが重要です。判断にあたっては、それまでに「様々な手段で高齢者の生命や身体の安全確認を試みたが確認できず、他に手段がない」ことの確認が必要です。	

④ 要否判断の確認事項（例）	
訪問者	担当のケアマネジャーやヘルパー、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。
訪問場所	事前の情報収集により、高齢者が介護サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。
訪問日時	事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変え訪問を重ねる、あるいは近隣住民の協力を得て、家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。
※立入調査の実施要件を満たすためには、上記のような様々な工夫を重ねてもなお、「高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかった」という根拠が確認できる必要があります。実施した訪問すべてについて、訪問日時とその結果を正確に記録に残していく（例「〇月〇日〇時訪問 留守で会えず」）ことが求められます。 「③ 要否の判断」と照らして、「立入調査の実施」又は「事実確認の継続」について判断を行います。	

⑤ 事前準備	
立入調査の実施にあたっては、事前に綿密な準備を行う必要があります。 ・タイミングが重要です。事前に行った訪問調査の結果や、高齢者、養護者等の生活状況に関する情報を整理し、立入調査日を決定します。例えば、高齢者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討します。 ・執行について、養護者等へ事前に知らせる必要はありません。 ・高齢者の状況（例：安全に暮らしている、衰弱している、死亡している等）や、養護者等の危険な行為など、様々な状況が予測されます。同行者と役割分担し、対応方針や確認事項などを予め具体的にシミュレーションしておくことが重要です。 ・養護者がドアを開けないなど拒否的な場合は、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得したり、親族の立ち会いを依頼したり、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、予め警察署長へ援助要請を行います。	

⑥ 関係機関との連携	
警察	高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等について規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければなりません（第12条）。 <u>立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市職員だけでは職務執行が困難で、警察の援助が必要である場合には、尼崎市包括支援担当が、所轄の警察署長あてに援助を依頼し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。</u>
その他関係者	<u>養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健部門などの同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、予め精神保健指定医による診察や入院先の確保などを行います。</u> 養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

⑦ 立入調査時の対応と留意点
立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、調査した理由などについて誠意を持って説明します。また、高齢者にも説明し、安心感を与えます。

⑧ 安全確認と保護の判断
高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、怯えの有無などを観察するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。 高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。<u>高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子などを総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きい場合は、緊急入院や老人福祉法に基づく措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。</u>

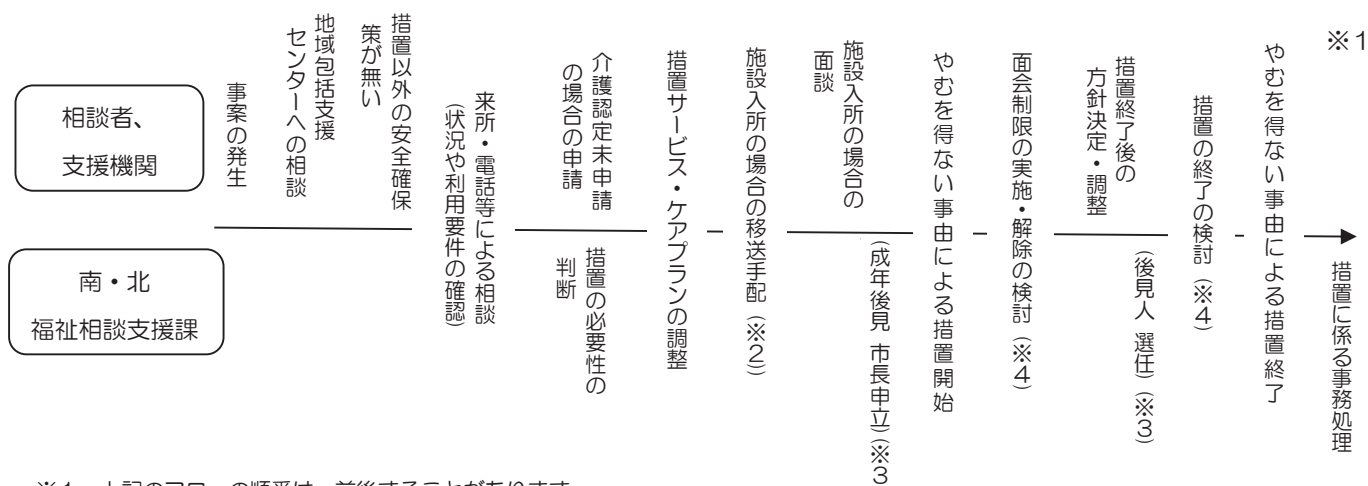
⑨ 緊急的な分離が必要でない時
緊急に高齢者と養護者を分離する必要性が認められないときは、「調査により関係者の不安が解消されてよかった」旨を率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行います。 緊急の対応が不要になっても、高齢者及び養護者の支援を要すると判断される場合、継続的に関わりを持つことが必要です。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援に繋げやすくします。

⑩ 調査記録の作成と関係書類等の整備
立入調査執行後は、調査の記録を作成します。記載した事実をもとに、再度、虐待の有無や緊急性の判断を行います。（P.29参照） 関係書類については、高齢者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手・保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

（２）やむを得ない事由による措置

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合に、サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者や、要介護認定を待つ時間的猶予がないケースなどについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」により契約による介護サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護サービスを利用させるものです。



※1 上記のフローの順番は、前後することがあります。

※2 タクシー、介護タクシー等の移送方法を調整します。

原則として自己負担となりますが、費用負担が難しい場合は、条件を満たす場合、尼崎市が費用負担を行います。

※3 必ずしも成年後見制度の市長申立を行うものではありません。

※4 包括支援担当、南・北福祉相談支援課、地域包括支援センター、その他必要に応じた関係者・機関による「コアメンバー会議」で決定します。

① やむを得ない事由による措置のサービス種類

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・特別養護老人ホーム
- ・短期入所生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護

※一般賃貸住宅の賃貸借契約、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護、病院は措置対象外です。

② 適用要件

65歳以上の者で、次の「ア」か「イ」のいずれかに該当し、次頁の「③判断基準」に適合している場合に、総合的に適用の有無を判断します。

ア 介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスや介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい状態。）により、介護保険の居宅サービスや介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

イ 養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

【備考】

原則として、65歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置を行います。居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が措置を行うものとされています。

③ 判断基準

次の「ア」と「イ」に該当する場合は、措置の必要性があるものと判断します。

ア 早急に措置を行わなかった場合に、高齢者本人の生命、身体、精神に重要な侵害が生じる可能性が高いか。

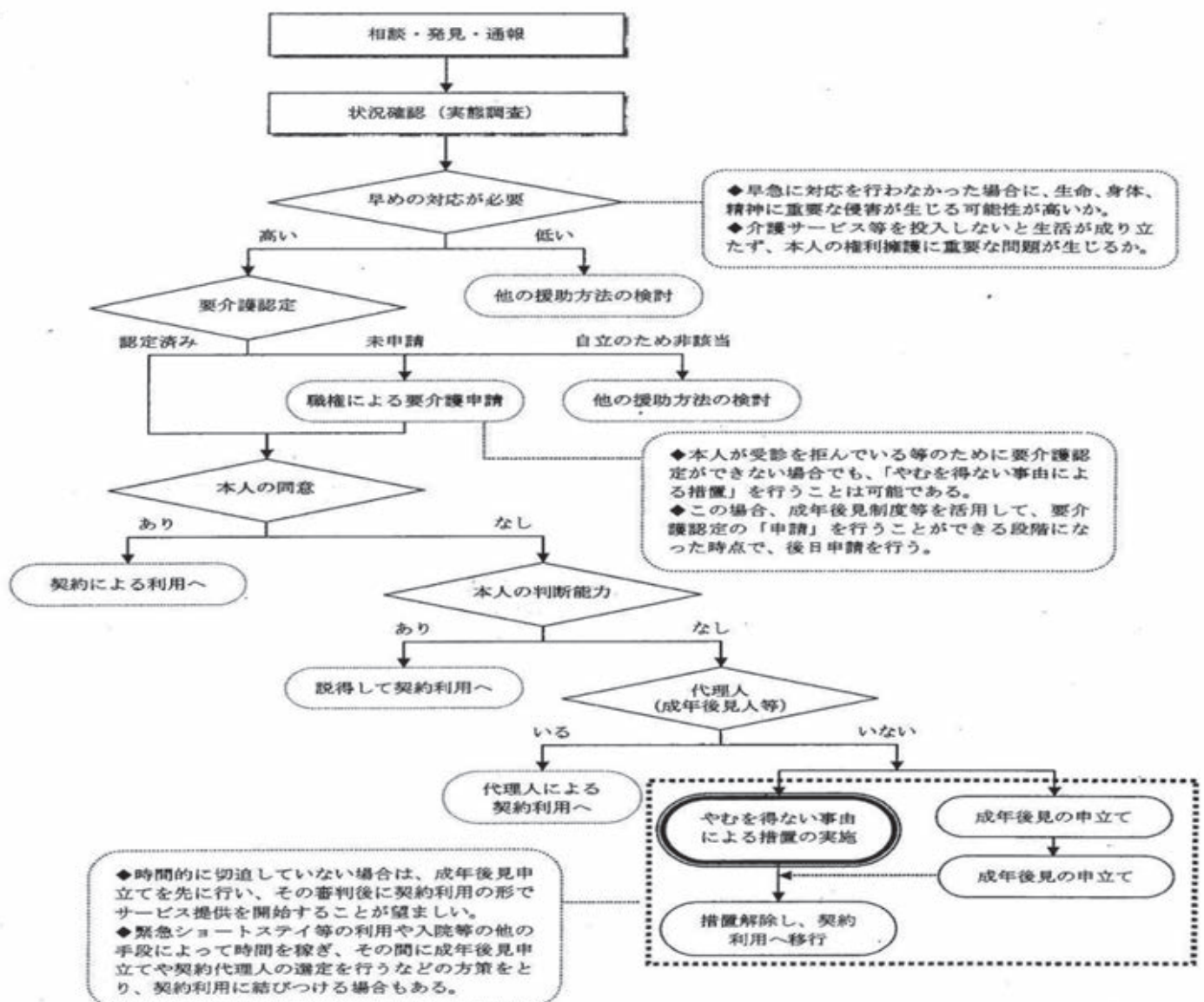
イ 介護サービス等を投入しないと生活が成り立たず、高齢者本人の権利擁護に重要な問題が生じるか。

[備考]

措置によらない方法で、安全確保が出来る場合は、その方法を優先します。(参考1参照)

措置の際、虐待を行った養護者の同意は必要とせず、措置先を養護者に伝える必要はありません。高齢者本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。高齢者本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

(参考1)「やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー



(参考)：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

④ 利用者負担

措置に係る費用については、原則、高齢者本人が負担できる場合には、高齢者本人が負担します。これによりがたい場合は、尼崎市が費用の一部を支弁します。

[○ 尼崎市が支弁できる費用]

・介護サービスにかかる本人負担分 ・食費 ・居住費

[× 尼崎市が支弁できない費用]

・医療費 ・日用品費 ・電気料金等諸経費 ・施設でのおやつ代 など

(後見人が選任されるなど、財産確保ができてから後払いするなどの対応を行います。)

⑤ 措置による施設入所後の支援

「やむを得ない事由による措置」によって高齢者を保護したことで、虐待対応が終了するわけではありません。

措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、安心してその人らしい生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになるため、精神的な支援が非常に重要です。可能な限り高齢者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

また、やむを得ない事由による措置に伴って面会制限をする場合、その決定、解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催して検討します。(P.29参照)

なお、後見人が選定された場合、一律に契約に切り替え、面会制限解除とならないよう留意が必要です。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合、受け取り口座を変更するなど、関係機関との連携が必要になる場合もあります。一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援を要し、分離後も継続的な養護者支援を行うことが必要です。また、場合によっては生活保護への繋ぎ等が必要となる場合も考えられます。

⑥ 措置の終了

「やむを得ない事由による措置」によって、施設に一時入所した高齢者の措置が解消する例としては、以下のような場合が考えられます。いずれの場合も、包括支援担当、南・北福祉相談支援課、地域包括支援センター、その他必要に応じた関係者・機関によるコアメンバー会議で、措置の終了を検討します。

○家庭へ戻る場合

関係機関の支援によって養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭での生活が可能と判断される場合。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

※措置期間中に、関係者と情報共有を図るとともに、高齢者本人、養護者等と面会などを定期的に行うなどの取り決めをし、家庭の生活状況、それぞれの心身状況などにも配慮し、必要に応じて社会資源情報の提供を行います。高齢者本人、養護者等の生活状況を踏まえて段階的に措置解消を進めていくことも併せて検討します。

○介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

養護者等からの虐待から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、成年後見人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合など。

ただし、前述の通り、後見人が選定された場合も一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

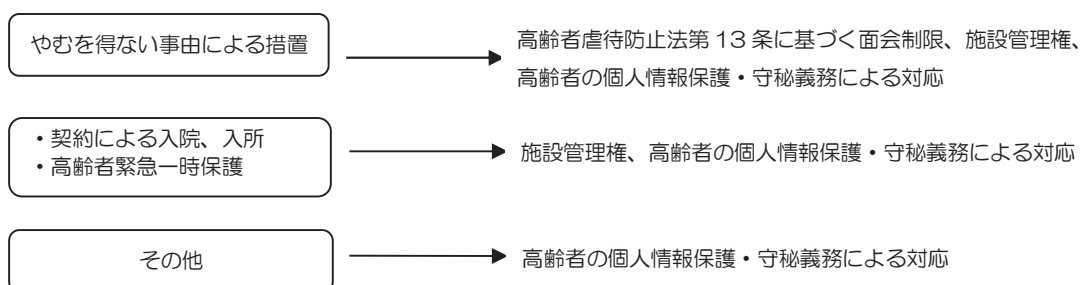
(3) 面会制限

「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています（高齢者虐待防止法第13条）。

虐待事案では、高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる、養護者の過去の言動や高齢者と養護者の関係性から強引に高齢者を自宅に連れ戻すなどが想定されます。また、養護者からの依頼で別の親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性も考えられます。そうした事態に備えるため、市町村は施設の長と連携の上、本条に基づき面会を制限することができます。

また、病院・施設も、独自の施設管理権に基づき面会を拒絶することができます。ただし、虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となるため、原則として行政責任で行うことが必要です。

面会を求める養護者等には必ずしも「高齢者と面会をする権利」があるものではないことを前提に、市町村の権限と施設管理権を活用し、市町村と施設が密接に連携したうえで保護場所の秘匿含め、慎重に対応する必要があります。



※施設管理権は、病院・施設の判断で実施できますが、虐待事案の場合は、尼崎市と協議のうえ実施します。

① 高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の要否の判断

○判断の方法

高齢者虐待防止法第13条に基づく、やむを得ない事由による措置における面会制限の決定は、尼崎市の判断と責任で行います。手続きとしては、包括支援担当、南・北福祉相談支援課、地域包括支援センター、保護先施設、その他必要に応じた関係者・機関によるコアメンバー会議で要否を検討します。

○判断の基準

高齢者虐待防止法においては、どのような場合に面会制限を行うことが適切かという要件までは明記されていません。要否を判断するうえでは、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や被害等を総合的に考慮し、検討することになります。

○面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- ・保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して生活できるまでに一定の期間を要する場合
- ・虐待に関する情報収集・事実確認が不十分な場合や、情報が揃うまでの一定期間
- ・高齢者が養護者との面会を望んでいない。また、面会することで、高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合
- ・養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係から、強引に高齢者を自宅等に連れ戻すことが想定される場合

② 高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限における施設側の対応

高齢者虐待防止法第13条では、養介護施設の長も面会を制限することができるとありますが、その際は事前に尼崎市と協議します。入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、「市職員に面会の要望について連絡し、判断をあおぐ」旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う尼崎市が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという役割分担が適切です。

〔対応例〕

・養護者へ高齢者の所在を秘匿にする ・職員室に近い部屋にする ・名札を表示しない ・養護者の来所時、尼崎市へ連絡をする

③ 高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限の解除の判断

○判断の方法

解除可否の判断は、高齢者の意思や心身状況、養護者の態度等から、面会の危険性や弊害を考慮し総合的に検討します。

手続きとしては、包括支援担当、南・北福祉相談支援課、地域包括支援センター、保護先施設、その他必要に応じた関係者・機関によるコアメンバー会議で要否を検討します。（P.29 参照）

○面会制限の解除を検討する際に確認すべきことの例

- ・高齢者に、養護者との面会の意思があるか ・養護者の態度や生活が改善できたと判断できる根拠があるか
- ・高齢者の心身状況が客観的にみて安定しているか（養護者についての話を逸らす、怯える、不安がる様子が無いか） など

④ 施設管理権の根拠法令

刑法第 130 条：「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」

民法第 188 条：「占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。」

民法第 206 条：「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」

※施設建物の所有者はもちろん、その管理を任されている占有者（職員を含む。）も施設管理権を有しています。施設管理者の意思に反する立入や不退去は違法です。施設管理者は、それが不当な差別等にあたらない限り、立入りを自由に制限することができます。言い方を変えれば、施設管理者が明示・黙示の方法で立入りを認めた者に限り、その立入りが違法にはならないということになります。

⑤ 面会制限に関する Q&A

〔Q1〕 やむを得ない事由による措置の際に、養護者以外の親族についても面会を制限できますか？

〔A1〕 高齢者虐待防止法第 13 条の規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者を対象としていません。

しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者に精神的苦痛が発生する可能性があります。その場合、尼崎市と病院や施設が協議し、先述の「施設管理権」を行使し、まずは安全確保を行います。

〔Q2〕 養護者や家族・親族から、居場所を教えるよう要求されますが、どのように対応すれば良いですか？

〔A2〕 血縁関係があっても、個人情報保護法上は「第三者」にあたります。つまり、養護者や家族・親族だからと言って、本人の居場所を知る権利が当然にある訳ではありません。従い、「情報の存否を含めて回答できない。情報を知っていても、職務上の守秘義務があり、血縁関係のある方であっても居場所を伝えることが出来ない」と、毅然とした回答を行います。

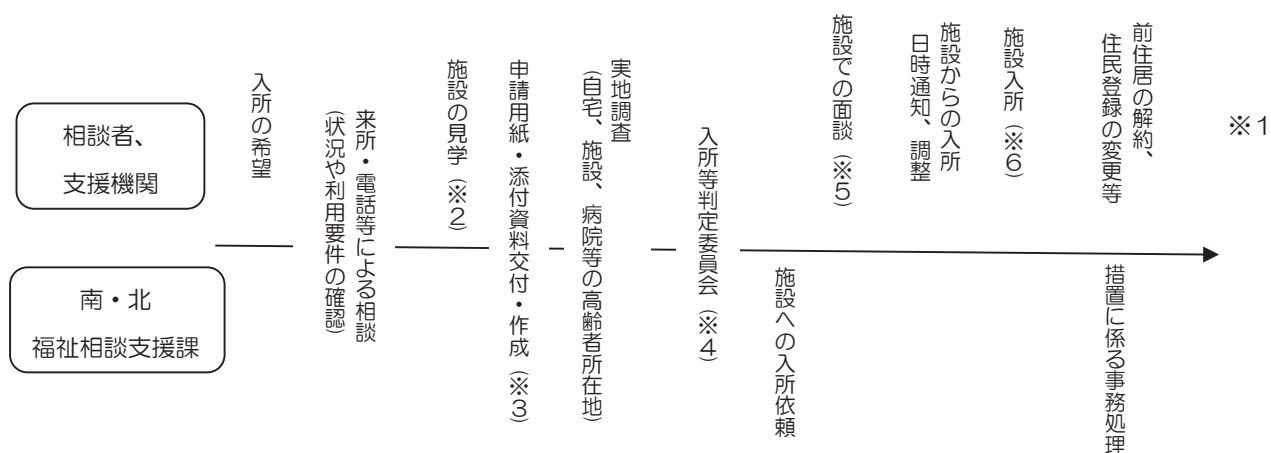
〔Q3〕 養護者や家族・親族から、「身内だから」という理由で面会を強要されます。どのように対応すれば良いですか？

〔A3〕 「A2」と同様、「身内だから会える」という法的権利はありません。漫然と面会を許して高齢者への悪影響を招来した場合には、かえってその法的責任を追及されることになりかねません。毅然とした対応を行うとともに、危険が予想される場合は、予め警察と情報共有します。

（４）養護老人ホームへの入所措置

養護老人ホームとは、老人福祉法第11条第1項第1号に基づき、環境上、及び経済的理由により、家庭での養護が困難な65歳以上の高齢者のうち、「概ね身辺のことが自分でできる」人が入所する施設です。日本全国の養護老人ホーム（盲養護老人ホームについては、重度の視力障害者のみ）が入所対象となります。

「入所判定委員会」の決定を経て、尼崎市の措置により入所することになりますが、虐待等により緊急性が認められる場合には、緊急入所出来る場合があります。



※１ 上記のフローの順番は、前後することがあります。

※２ 高齢者本人の見学は必須。家族や支援機関の同席も可能。施設は、高齢者の入所意思・身体機能等を確認します。

※３ 可能な限り高齢者本人が受け取る。作成は家族や支援者が行うことも可能。提出期限は、入所判定委員会開催月の前月までが目安。

※４ DVや虐待等の緊急案件は、委員長持ち回りで決定し、次回の判定委員会にて報告します。

※５ 高齢者本人の出席は必須。家族や支援機関の同席も可能です。

※６ 家族や支援機関の同席も可能。施設によっては送迎がありますが、無い場合は、高齢者・家族・支援者が移送方法を調整します。

条件を満たす場合、尼崎市が移送費用負担を行います。

① 適用要件

原則、65歳以上で、次の「ア～ク」のすべてに該当していること。

これらを相談・申請・実態調査時に確認し、入所判定委員会に諮り、委員会の合議により、入所を決定します。

ア ADLが身辺自立していること（身の回りのことが介助無しで可能なこと）

・介護認定が、「要支援」程度までを目安（個人の状況、また施設の体制等によって異なる）

・盲養護老人ホームについては、視力障害が重度（1・2級該当）であること

イ 入院加療を要する状態や、一定以上の伝染性疾患に感染していない状態であること

ウ 家族や住居の状況など、現在の環境下では在宅において生活することが困難であると認められること

エ 入所者本人を含む世帯全員が、市民税非課税あるいは均等割課税までであること

（家族と住民票が別であっても、同居して生計を共にしている生活実態であれば、世帯分離の取り扱いは無い）

オ 身元引受人がいること（施設によって取り扱いが異なる）

カ 入所者本人に、養護老人ホームに入所し生活していく意思があること（家族や支援者のみの意思では入所不可）

キ 入所者本人に、共同生活可能な社会性があること

精神の状況、性格、信仰等が他の入所者の生活を乱す恐れのないこと

ク 施設のルール（貴重品の管理、私物の持ち込みの制限等）に同意できること

② 費用負担

ア 入所者自己負担金

入所者本人の収入（年金）額に応じて、金額が階層別に定められており、月々、市に納入します。目安として、年金の月額額の6割強程度です。入所者は、残額で医療・介護保険料、医療費、日用品費等を支出します。

（入所前に金銭搾取等により、年金が入ってこない、あるいは借金がある等の場合、減免等を個別に検討します。）

イ 扶養義務者負担金

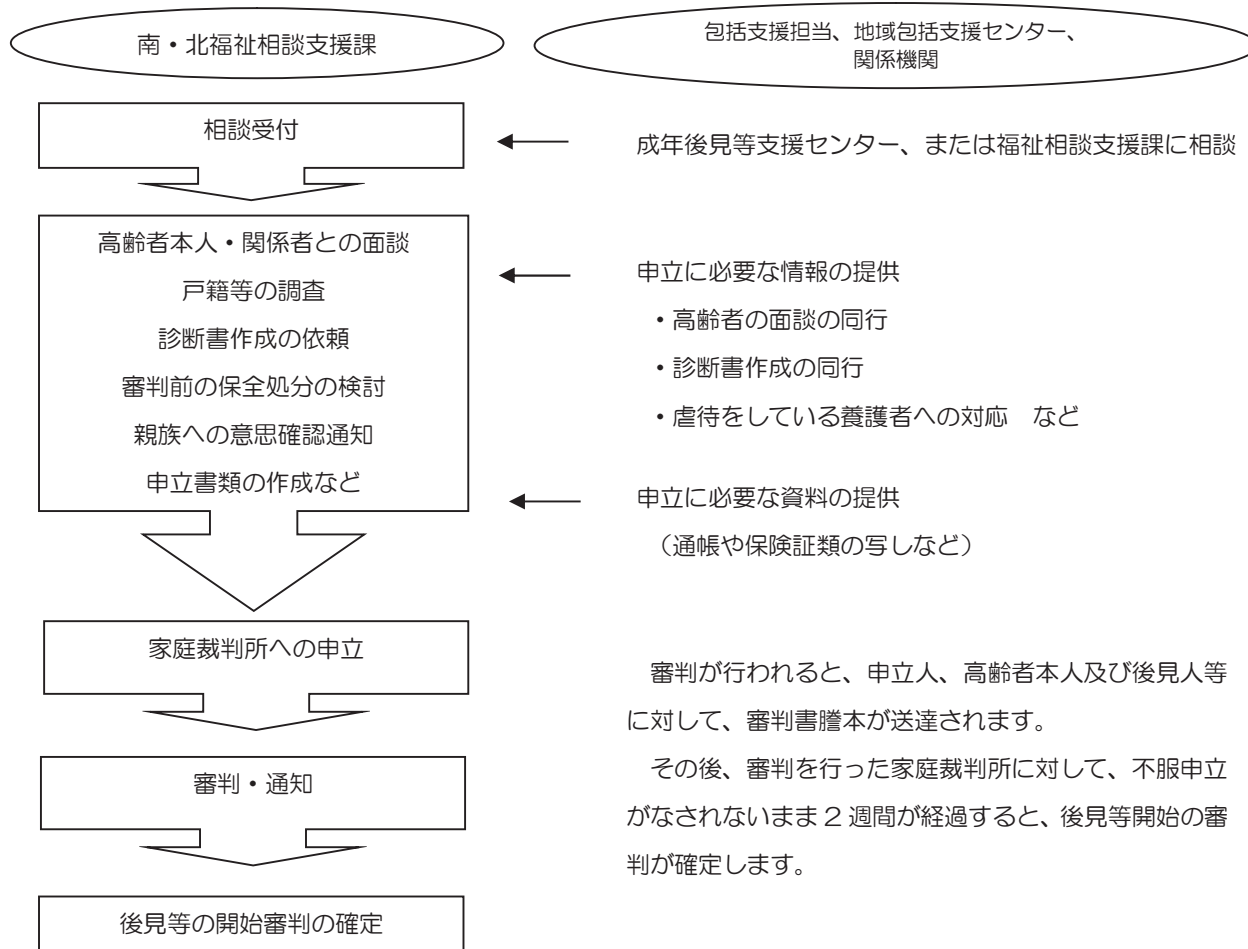
入所者と元々同居していた家族、また、別世帯であっても入所者を扶養している人が対象になります。金額は、税額による階層になっています。

③ 留意事項

養護老人ホームは、3か月以上の長期入院（見込まれる場合も含む）となった場合や、要介護度が重くなるなど入所施設での対応が困難となった場合、措置解除となり、特別養護老人ホーム等、次の行き先の検討が必要になります。

（５）成年後見市長申立

判断能力が不十分な高齢者の成年後見制度利用開始の申立を行うにあたり、本人による申立が困難で、申立をする親族がない（いても虐待をしている養護者にあたるなど申立人になりえない）場合に、市長が審判開始の申立を行います。（高齢者虐待防止法第9条）



① 適用要件

次の「ア～オ」のいずれかの条件を満たし、後見制度利用が必要で、申立を行う 4 親等内の親族がない者が対象となります。そのうえで、客観的な事由に基づいて、第三者である後見人の必要性の有無をもって可否の判断を行います。

- ア 尼崎市に住所を有している者
- イ 尼崎市による老人福祉法の措置の対象者（養護老人ホーム入所者など）
- ウ 尼崎市の生活保護を受給している者
- エ 尼崎市の介護保険の被保険者
- オ 尼崎市の障害者総合支援法に基づく自立支援給付等（介護給付、訓練等給付、自立支援医療等）を受けている者

〔注〕市長申立は、本人申立を行うことが困難な「後見相当」を原則として取り扱います（保佐、補助は本人による申立が可能です）。ただし、保佐・補助でも本人申立が困難な場合は、市長申立を行うこともあります。

② 申立費用

申立費用の負担が困難である場合は、診断書の作成費用、印紙代、登記に係る費用、鑑定料などの申立に係る費用を尼崎市が支出できます。ただし、対象者に資産がある場合は、家庭裁判所が成年後見人、保佐人又は補助人を選任した後、対象者又はその法定代理人に対して、申立に要した費用を請求する場合があります。

③ 審判前の保全処分

○審判前の保全処分とは

後見人等が正式に選任されるまでの財産管理者を暫定的に選任するなど、その間の財産管理や身上監護に対処するものです。市長による申立の際に、保全処分の必要性が特に認められるケースについては、併せて裁判所へ保全処分を申し立てることもあります。

○審判前の保全処分が認められる要件

ア 後見等開始の審判の申立があり、未だ審判の効力が発していないこと

審判前の保全処分は、審判が効力を発するまでの暫定的な処置の性質を持つものです。そのため、家庭裁判所に事前または同時に後見等開始の審判の申立を行う必要があります。

イ 後見等開始の審判の申立が認容される蓋然性があること

後見開始、保佐開始、補助開始の申し立てが認容される見込みがなければなりません。本人の判断能力がその審判に該当する程度、低下していることの疎明が必要です。

ウ 必要性があること

本人が財産を失うような行為をしたり、第三者に財産を騙し取られてしまいそうである等、本人の財産の管理または本人の監護のために必要な事態にあり、早急な対応が必要であることの疎明が必要です。

○審判前の保全処分の種類

- ・財産管理者の選任
- ・本人の財産の管理もしくは本人の監護に関する事項の指示
- ・後見命令、保佐命令、補助命令

2. 6 分離支援

高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高く、重大な影響を及ぼすおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合など、高齢者を保護するため、養護者から分離する手段を検討する必要があります。

これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する事実確認や助言・指導を行えるようになったり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くなど、支援を開始する動機づけに繋がる場合もあります。

（１）分離支援の視点

①長期的な視点（必ずしも家族分離が最終解決ではないという視点）が欠かせない。

ケースによっては、元の居住地に戻るための一時的な分離として支援することもある。

②家族関係を分断するリスクも高く、分離後の高齢者と養護者のケア、生活の調整が重要。

③当事者の意思が流動的になることに配慮し、繰り返し意向を確認する。

④公共の福祉に反しない限り、人は居住・移転の自由を有している（憲法21条）。

ただし、事理弁識能力を欠く場合には、虐待を受けている高齢者の保護を優先する。

（２）分離支援の例

高齢者の転居	高齢者、養護者のいずれかが、その他の家族宅、一般賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅などに
養護者の転居	転居することにより、安全を確保します。
医療機関への入院	高齢者や養護者に、入院による医療的支援が必要な場合、医療機関への入院による分離支援を行います。分離支援でなくとも、「レスパイト入院」として、高齢者と養護者の双方の関係維持や負担軽減を図ることを目的に、一時的に入院することも想定されます。
契約によるサービス利用	高齢者の意思や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行います。ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、長期的な契約入所へ移るなど工夫します。 ショートステイに関しては、必ずしも介護保険制度の利用に限らず、自費負担による有料老人ホームの体験利用などを使うことも想定されます。
緊急一時保護	P.31参照（長期的な分離ではなく、一時的な保護を行うものです。）
やむを得ない事由による措置	P.35～38参照
養護老人ホーム入所	P.40～41参照
軽費老人ホーム入所	老人福祉法に規定される老人福祉施設に、低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与します。
公営住宅入居	原則として、同居親族があることが入居の条件ですが、DV等の被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められます。 高齢者の場合、介護サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能です。
保護命令	配偶者に暴力を振るわれ、別に居宅を構えた場合、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令です。 保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(3) 分離支援に関する知識

① 特別養護老人ホーム入所時の定員超過の取り扱い

介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象になりません。

〔指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第25条〕

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（平成18年3月31日、厚生労働省令第79号）

※「虐待」の文言は、平成18年4月施行に併せ、改正されたものです。単なる特別養護老人ホームへの措置入所であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の5%増（定員50人の特別養護老人ホームでは2人まで）ですが、虐待に関わる場合、措置による入所であるかを問わず、かつ、定員を5%超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。

② 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を行った養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して高齢者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」〔住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項〕があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

③ 虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができます。

④ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み先口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合があります。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高く、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待の恐れのある事案について、自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成26年10月1日施行）。

⑤ 年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は、

①基礎年金番号を別の番号に変更する

②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

ことが可能です。秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応をお願いします。

3 対応段階

対応段階では、主に、虐待の解消に向けた支援と、高齢者・養護者が安心して生活を送るための環境整備を行います。初動期対応によって、一定程度の安全が確保されていることが前提ですが、対応段階においても安全確保に目配りしておく必要があります。

対応段階の流れ



3. 1 情報収集と整理・明確化（虐待の発生要因、課題等）

地域包括支援センターは、主担当者を決定し、以下の2点について、情報収集・整理・明確化を行います。初動期段階の事実確認（P.25～28 参照）とは、収集する情報の目的が異なります。

虐待の発生要因	虐待は、個々の虐待発生リスクが、高齢者と養護者、家族、近隣・地域住民等、地域の社会資源との関係性の中で相互に作用し合って発生します。 従って、まずは収集した個々の情報から発生のリスクを探り、次に相互の関係性をみることで、発生の要因が明確になり、虐待解消に向けた課題が明らかになります。
安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズ	虐待発生要因を特定し、虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて、他に必要な対応課題やニーズがないかを見極めます。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。 そして、高齢者と養護者・家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析します。 そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて、支援チーム会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

情報収集時には、以下の項目を参考に、情報収集します。

項目		情報収集内容（例）	虐待発生リスク（例）
高齢者	①基本情報	- 意思疎通が可能か困難か （特定条件のもとであれば可能か） - 特徴的な性格やこだわり - 生活意欲（無気力、おびえ等）	[身体状況] - 認知症 - 要介護状態 - 疾病、疾患 - 脱水や栄養状態の悪化 - 必要な受診に繋がっていない
	②意向・置かれた状況	- 事実確認時と意向が一貫しているか、変化するか - 介入の拒否があるか、その理由 - 居所、分離の希望	
	③危機対処能力	- 助けを求めることができるか、その手段 - 助けを求める存在、場所の有無	
	④生活基盤 （健康面・生活面）	- 食事、調理、移動、買い物、掃除洗濯、入浴、排泄などの動作の自立度 - 疾病、傷病、既往歴 - 受診の必要性及び状況、服薬状況 - 要介護認定、障害の有無と状態	
	（経済面）	- 収入額と1か月に使える金額 - 公的扶助や手当等の受給状況 - 滞納、未払い、借金等の有無 - 金銭管理状況と金銭管理者 - 同意の無い金銭や財産の使用等の有無	
	⑤サービス・制度の利用状況	- 介護、障害、その他のサービス - 成年後見制度の利用の必要性	
養護者（※）	①基本情報	高齢者と同様に、情報収集	これまでから関係が悪い
	②意向・置かれた状況		
	③生活基盤・生活力	- 就労の有無、就労時間・形態 - 生活費をどのようにまかなっているか - ギャンブルやアルコール等への依存	
	④介護負担	- 介護意欲、技術、知識、受け止め方 1日の平均介護時間と睡眠時間 - 介護の代替者の有無と協力状況	
家族関係		- 家族の歴史、関係の良否及び協力体制 - 家族の中での意思決定者	[取り巻く環境] - 支援者不在 - 支援による混乱 - 社会的孤立 - 火の元、戸締り、温度調節
近隣・地域住民との関係		付き合い、偏見、トラブルの有無	
地域の社会資源		無い場合は創り出すことも視野に入れる。	
エコマップ （対応部門・機関の関係図）		- 現在関わっている機関 - 今後、関与を依頼する機関	

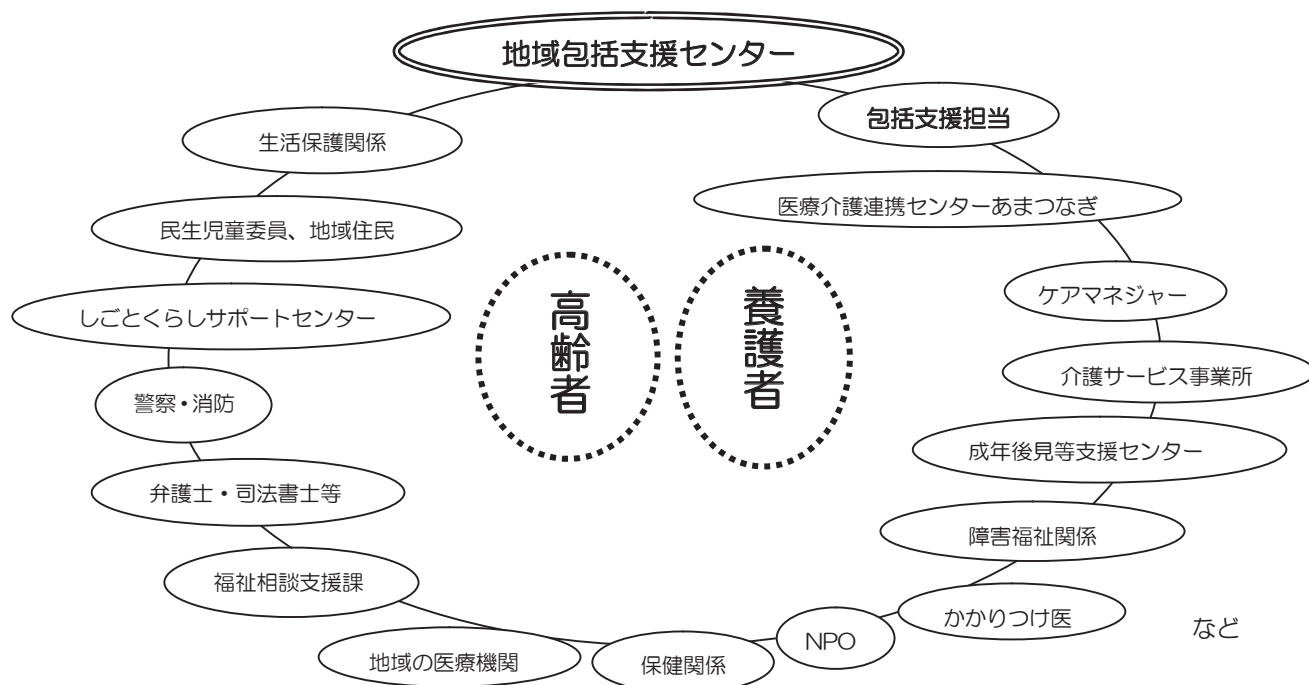
※養護者についても、「高齢者への情報収集内容（例）」の内容の情報とあわせて収集します。

3. 2 支援チーム会議、援助計画の作成

(1) 支援チーム会議

必要に応じ、支援者間での情報共有、役割分担を目的とした、「支援チーム会議」を開催します。

いずれの支援者も開催を提案することが想定されますが、地域包括支援センターを中心に調整・準備・進行します。



参加機関	地域包括支援センターと包括支援担当で手分けし、高齢者・養護者・家族の支援を行っている機関を招集します。今後、関与を依頼する機関を招集することも想定されます。
高齢者・養護者が出席の場合	高齢者や養護者が会議に出席することも想定されます。その場合、支援者は、①わかりやすく優しい説明、②受容的な関わり、③思いを引き出すための傾聴を心掛けます。
協議事項	① 各機関からの情報提供 ② 援助方針・支援内容 ③ 各関係機関の役割の決定 ④ 協力を依頼すべき機関と期待する役割 ⑤ モニタリングの頻度と実施方法 ⑥ その他協議事項

【付5】 支援チーム会議 検討記録

支援チーム会議の協議事項をもとに、地域包括支援センターが作成し、尼崎市包括支援担当と共有します。

（２）援助計画の作成

支援チーム会議開催後、地域包括支援センターは、必要に応じ、高齢者虐待に係る「援助計画書兼モニタリング・評価票」の「援助計画書」欄を入力・作成し、必要に応じて関係機関と共有します。

【図6】

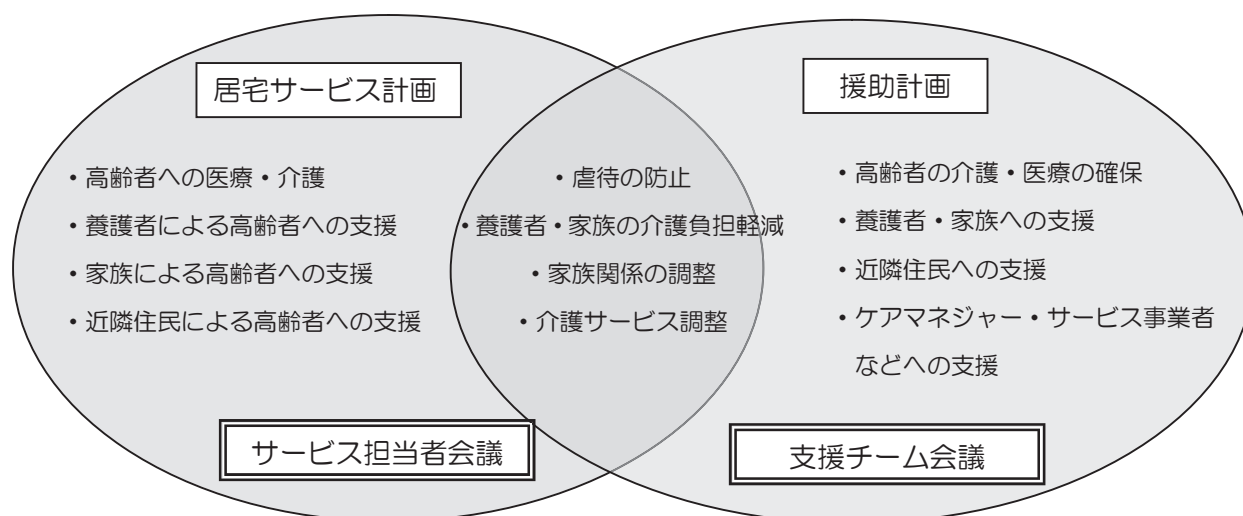
援助計画書兼 モニタリング・評価票

課題、目標、当事者の意向、支援内容、支援機関・担当者、支援の実施日時・期間などを記載し、支援の方向性を整理するために活用します。

高齢者虐待に係る援助計画書と、ケアマネジャーの居宅サービス計画の関係

	作成者	位置づけ
援助計画	地域包括支援センター	虐待事例に関わる全ての関係機関の計画と位置づけられます。虐待が解消し、生活が安定すれば終了することになります。 高齢者・養護者の同意を前提に作成されるとは限りません。あくまで、権利擁護のため作成されるものであり、高齢者や養護者の意思とは異なる方針が示されることもあります。
居宅サービス計画	担当ケアマネジャー	介護サービスをどのように利用していくか示す計画書です。 虐待が発生した場合、ケアマネジャーやサービス事業者は、虐待解消のために介護負担軽減や生活支援を目標とした支援を組み込みますが、虐待に関係しない支援も計画に組み込むことになります。多くの場合、虐待が解消した後も利用者の生活のために支援を継続していくことになります。また、居宅介護支援や介護サービスは契約によって提供されているため、計画書を本人に交付し同意を得なければならないことになっています。よって内容の表現には十分注意する必要があります。

居宅サービス計画と援助計画はそれぞれ個別の部分と重なった部分があり、連携が欠かせません。



（高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック/大淵修一監修を一部加工）

3. 3 多機関による支援

情報収集・整理・明確化、支援チーム会議、援助計画の作成を踏まえ、アセスメントされた結果を基に、支援を行います。留意点としては、「安全確保」を最優先します。それは身体・生命の安全のみならず、精神面や経済面の安全も含みます。

(1) アセスメント結果と実施する支援の例

アセスメント結果の例	実施する支援の例
① 生命にかかわるような重大な状況にある。(緊急事態)	・緊急的に分離・保護できる手段を考える(警察・救急への対応依頼を含む)。 ・施設入所、一時保護、入院など。措置の実施も視野に入れて対応を図る。
② 養護者や家族に介護の負担・ストレスがある。	・訪問(定期的、随時)や電話で、養護者の話を聞き支持する。 ・在宅サービスを導入・増加する(特にデイサービス、ショートステイ利用により介護から離れることができる時間をつくる)。 ・同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める。 (一時的な介護者交代や介護負担の分担など) ・施設入所を検討する。 ・介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。 ・専門家のカウンセリング。
③ 養護者や家族に介護の知識・技術が不足している。	・介護の知識・技術についての情報提供。 ・在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。
④ キーパーソンの不在	・現時点での関わりが薄くても、他に頼れる親族がいる可能性がある。 ・近隣住民や地域住民、インフォーマルサービスの活用を検討する。
⑤ 認知症による生活の課題がある。	・認知症の症状やかかわり方についての情報提供、説明・指導。 ・認知症についての相談窓口(医療相談を含む。)を紹介し、かかわりについての専門的な助言を受けるよう勧める。 ・服薬等による症状のコントロールのため、専門医を紹介し、診断・治療につなげる。 ・適切に金銭管理できるように支援を行う。
⑥ 高齢者や養護者に精神疾患や依存などの問題がある。	・精神疾患、アルコール依存など → 精神疾患への支援機関や、医療機関につなげる。 ・障害(身体・知的) → 障害者の支援機関につなげる。 ・地域の民生児童委員などに見守りを依頼する。 ・成年後見制度の活用を検討する。
⑦ 経済的な困窮がある。	・生活保護支給申請につなげる。 ・生活困窮者の支援機関につなげる。 ・各種の減免手続きを支援する(県営・市営住宅家賃、教育費等)。
⑧ 子や孫が抱える問題がある。(児童虐待の併発、孫など子どもへの影響等)	・児童の支援機関、親の精神疾患への支援機関などによる支援を図る。

（２）判断能力が不十分な方への支援

① 福祉サービス利用援助事業

在宅で暮らす認知症や知的障害・精神障害のある人のうち、判断能力が不十分なものの、契約を交わすことについては理解できる人のための制度です。社会福祉協議会の生活支援員が高齢者宅を訪問し、日常的な金銭管理の援助、福祉サービスの利用援助などを行います。

（相談窓口：南・北 成年後見等支援センター）

② 法定後見制度の利用

認知症、知的障害、精神障害等によって、物事を判断する能力が既に不十分となっている人たちの支援するための制度です。

判断力が低下した高齢者に対して、経済的な搾取が行われている場合や、家族間での対立が原因で本人のための必要な医療や介護の契約締結ができない場合、医療・介護費の捻出のために不動産その他の非流動性資産の換価が必要な場合などに利用を検討します。

法定後見制度は本人の判断力の程度により、後見・保佐・補助の３類型に分けられます。

成年後見人は本人に代わって財産管理と身上監護を行います。財産管理とは、本人所有の不動産や預貯金等の管理、換価、年金等の社会保険の手続、その他財産関係の契約の代理・代行を行うことです。身上監護とは、医療・介護や生活面の手配・契約を行うことです。医療や介護等に関する手続き・契約・支払いの代理行為と、サービスの内容選択及びその実施状況の確認・検証を含んで、身上監護と呼ばれます。

法定後見を受けるには本人・家族による家庭裁判所への申立が必要になりますが、その申立相談を市の成年後見等支援センター等で行うことができます。また、直接、成年後見申立を取り扱っている弁護士・司法書士に依頼して、手続きを進める方法もあります。申立や申立代理には費用がかかりますが、その捻出が困難な場合は法テラス（民事法律扶助）を利用します。

なお、後見人・保佐人・補助人は家庭裁判所が職権で選ぶため、必ずしも申立人が希望する者（親族や申立関与司法書士等）が選ばれるわけではありません。

③ 任意後見制度の利用・第三者の法律家等と財産管理契約

判断能力が正常である、または衰えているとしても程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力を有しており、後見人を任せたい特定の人がいる場合には、任意後見制度の利用も可能です。

予め、被後見人になる人（＝本人）と後見人にしたいと思う人が、任意後見契約を結びます。本人が後見人を必要とする状態になったとき、家庭裁判所へ開始の審判を申立て、任意後見人と任意後見監督人とが協力して本人の財産管理・身上監護にあたることになります。

また、判断能力には問題がなく、信頼できる弁護士等の専門職がいる場合、財産管理委任（ホームロイヤー）契約を任意に締結し、財産管理・身上監護の全部又は一部を委託することができます。高齢者が判断能力を有しているが、体は不自由で財産管理が不十分なために経済的虐待を受けている場合等に有効です。財産管理委任、任意後見、遺言、死後事務委任を「古い仕度４点セット」などと呼ぶ場合もあります。

④ 成年後見制度申立費用・報酬費用の助成（成年後見制度利用支援事業）

成年後見制度の利用に必要な費用の負担が困難である場合に、尼崎市が費用を助成します。

「ア～オ」のいずれかの条件を満たし、「活用できる資産及び貯蓄等がないために助成金の交付を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者」が対象となります。

ア 申請又は本人の死亡の際に、尼崎市に住所がある者

イ 尼崎市による老人福祉法の措置の対象者（養護老人ホーム入所者など）

ウ 尼崎市の生活保護を受給している者

エ 尼崎市の介護保険の被保険者

オ 尼崎市による障害者総合支援法に基づく自立支援給付等（介護給付、訓練等給付、自立支援医療等）受給者

（報酬費用の助成に関する相談窓口：北部福祉相談支援課）

（申立費用に関する相談窓口：南・北福祉相談支援課）

⑤ 市による成年後見審判等開始申立
認知症、知的障害、精神障害等があり、判断力の低下した人が虐待を受けている場合に、後見等開始審判の申立ができる人がいない等の場合、市長による申立を行うことができます。(P.41～42 参照) (相談窓口：南・北福祉相談支援課)

(3) 養護者への支援

養護者支援の必要性については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」14条に明文化されています。法律名のとおり、「高齢者と養護者を支援する」という視点に立ち、支援します。

養護者の生活課題の解消や負担軽減をすすめることにより、虐待の防止に繋がります。

支援のポイント	
養護者の負担の軽減	① 介護サービス等を利用することによって直接的な負担の軽減。 ② 養護者自身が知識・技術を高めることにより、介護の効率化を図り、負担を軽減。 ③ 介護ストレスなど、同じ悩みを抱えた人同士で話すことにより、ストレスを軽減。 (介護教室への参加や、認知症介護者の会の情報提供など) ④ 養護者との信頼関係を確立し、負担やストレスのねざらい。
養護者の生活課題解消	① 養護者自身の病気や障害への対応。(関係機関への協力要請、つなぎなど) ② 経済的な課題があれば、解消を図る。(生活保護や諸手当の申請など)
家族や地域の社会資源との関係への配慮	① 長い家族関係で課題が生じたことに留意し、高齢者との分離による養護者の影響に配慮する。 ② 家族、地域住民、近隣者、NPO などを含めたインフォーマルな資源の活用。

(4) 支援者への支援

虐待ケースへの対応は、支援者への身体的・精神的な負担も大きく、支援者自身が“バーンアウト(燃え尽き)”状態になってしまうことも心配されます。特に、一人で抱え込んでしまっている場合や、距離間をうまく保てず、感情的になっているような場合は、注意が必要です。

虐待ケースへの大切な支援者を守っていくことも、重要な視点です。

支援のポイント	
チームケア	虐待ケースは、一人で抱え込まないことが重要です。 チームでの役割を分担していくことで、支援者一人ひとりにかかる負担を軽減します。また、様々な職種・関係者が多角的・客観的にケースを捉えることで、冷静に支援を行えます。
スーパービジョン	虐待ケースとの関わりの中で疑問や困難を抱えた場合などに、支援者が自分自身を振り返ることは有効です。支援チーム会議や地域ケア会議など、多数の専門職が集まる機会を活用し、事例検討の中で支援者を支援できるように工夫しましょう。 また、支援者が支援を受けるためには、地域包括支援センターの職員に、事例について個別に相談するといった方法が考えられます。
メンタルケア (セルフケア含む)	バーンアウトの兆候として、休んでも改善しない心身の消耗感、自分の価値や能力への疑念、変化への抵抗、過敏な反応、周囲への怒りや恨み、対人関係の苦痛等が挙げられます。 日頃から、予防として気分転換し、悩みやストレスを溜めないよう心がけましょう。

3. 4 対応段階の評価

支援方針に従い取り組むことができたか、課題の解消ができたか、各機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、必要に応じ支援方針の修正を図ります。

援助計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援チーム会議において、繰り返し、計画の見直しなどを行います。支援の調整について、対応の終結を見据えて行います。

**【図6】
援助計画書兼
モニタリング・評価票**

必要に応じて、対応段階の評価を目的とした支援チーム会議を開催し、援助計画を基に、地域包括支援センターが「モニタリング・評価票」の欄を入力・作成します。
作成後、包括支援担当と、必要に応じて、関係機関に提出します。対応終結を検討するための評価指標としても活用します。

[参考]設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例

○高齢者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・高齢者の意向を確認しているか。
- ・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・高齢者が支援を受け入れ、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○養護者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・養護者の意向を確認しているか。
- ・養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- ・養護者が支援を受け入れ、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- ・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

○関係者（近隣・地域住民との関係を含む）

- ・関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

（出典：社団法人 日本社会福祉士会 『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』）

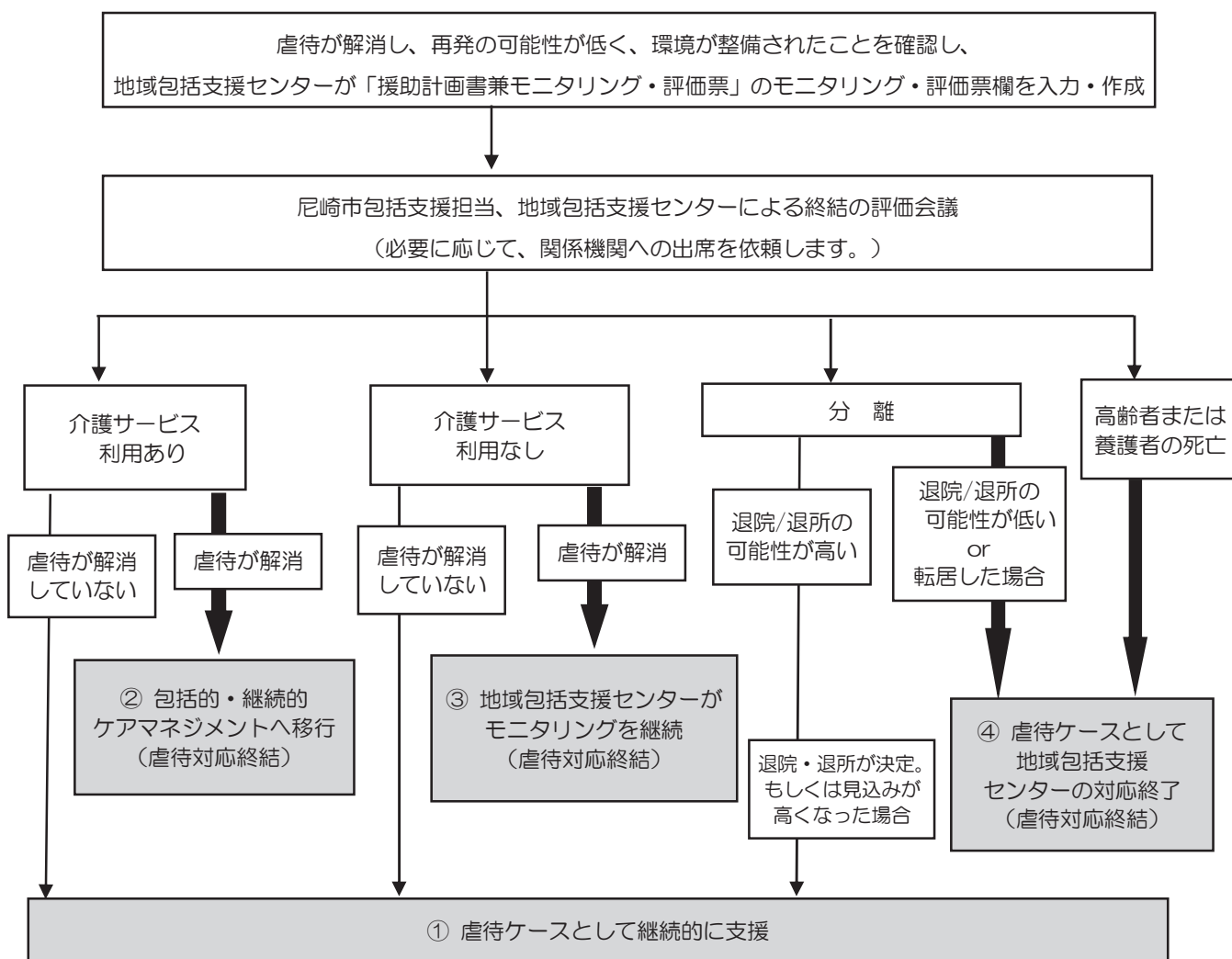
4 終結段階

4.1 終結の考え方

虐待対応は、終結まで必ず対応します。虐待対応の終結は、「虐待が解消し再発する可能性が極めて低いこと、また、安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」による「虐待対応の終結」であり、「支援の終結」ではありません。

終結後は、適切に引継ぎを行い再発防止に努め、再発時は、P.20 のフローチャートに戻り、対応します。

4.2 終結のフローチャート



終結対応時の帳票

【付6】
援助計画書兼
モニタリング・評価票

援助計画を基に、地域包括支援センターが「モニタリング・評価票」の欄を入力・作成します。作成後、尼崎市包括支援担当と、必要に応じて、関係機関に提出します。対応終結を検討するための評価指標として活用します。

【付7】
申し送り票

上記、フローチャート「②」または「④」の場合（高齢者又は養護者の死亡を除く）に、対応の申し送りが生じる際の帳票として、地域包括支援センターが作成します。

4. 3 終結の区分（詳細）

①虐待ケースとして継続的に支援 （虐待が発生している、疑いがある）

虐待が発生していたり、疑いがあるなどにより、「引き続き支援が必要」と判断される場合には、終結とはならず、虐待対応を継続します。

②包括的・継続的ケアマネジメントへ移行 （虐待が解消し、介護サービスを利用している）

介護サービスを利用することで、生活課題の解決を図り、「ケアマネジャーを中心とした支援が継続できる状態である」と、評価会議で判断することができれば、虐待対応は終結となります。

ケアマネジャーや介護サービス提供者は、安定した生活が継続できているか見守ります。支援が途切れないよう地域包括支援センター及び関係機関と連携し、虐待の疑いが生じた場合、直ちに地域包括支援センターに連絡します。

高齢者の入院や家族の生活状況の変化などにより、介護サービスが中止になったり途切れた場合は、虐待が再発する危険性が高くなります。ケアマネジャーは、高齢者や養護者が入院・入所したときは、支援者が知らない間に帰宅し、虐待が再発するといったことを防ぐべく、入院・入所先の機関と十分に連携します。

③地域包括支援センターがモニタリングを継続 （虐待は解消しているが、介護サービスを利用していない）

介護サービスの利用がなくても、「介護サービス以外の社会資源を活用するなどして、近隣者などが地域包括支援センターと協力して見守りが継続できる状態である」と評価会議で判断できれば、虐待対応は終結となります。

地域包括支援センターは、虐待再発がなく安定した生活を送っているかどうか、定期的にモニタリングを行います。

④虐待ケースとして地域包括支援センターの対応終了

（分離後、退院・退所の見込みが低い／高齢者や養護者の転居／高齢者や養護者の死亡）

高齢者または養護者が、長期入院、施設へ長期入所することで生活が安定し、虐待再発の恐れが極めて低くなった場合、虐待対応は終結となります。

地域包括支援センターは、入院・入所先が決定した場合、入院・入所先の担当者に「申し送り票」を用いて申し送ります。入院・入所先は、「地域包括支援センター等が知らない間に帰宅してしまった」などが無いよう注意します。退院・退所が決定した場合、地域包括支援センターは、必要に応じて支援チーム会議を開催し、今後の支援方針について検討し支援体制を整えます。

高齢者または養護者が別の住所に転居し分離状態となった場合、虐待が解消し、再発の可能性が低く、支援体制が整備されたことを確認できた時点で、地域包括支援センターの対応が終結となります。（一部、転居前の地域包括支援センターでの分離後の調整の必要性が生じる場合もあります。）必要に応じて、転居先の地域包括支援センターに引き継ぎます。高齢者、或いは養護者が亡くなった場合には、地域包括支援センターの対応も終了となります。

〔注〕養護者や家族への支援

虐待が解消しても、養護者や家族に支援が必要な場合があります。適切な機関（P.12～17 参照）へ繋いだことを確認し、終結の判断を行います。

4. 4 終結の判断におけるチェック項目（例）

終結の判断時には、虐待が解消していること、再発の可能性が極めて低いこと、安心して生活できる環境が整備されたことに加え、その他大きな生活上の課題が無いことを総合的に確認します。

以下は、終結判断時のチェック項目の一例です。終結判断時には以下を参照し、チェック出来た項目が少なければ、虐待対応の継続を検討します。

— P.53 終結フローチャートの番号（②～④）

共通事項	経済的安定	☐ 継続して必要な費用を支払うための年金や収入がある。 ☐ 高齢者、家族、施設、成年後見人・保佐人・補助人等が適切に金銭管理を行える。
	医療受診	☐ 定期的に必要な医療受診が出来ている。もしくは、定期的な受診の必要がないが、医療を受けるための経済的基盤があり、制度が利用できる。
②	虐待解消	☐ 虐待解消後、半年以上、虐待の疑いも発生していない。
	介護サービス・見守り体制	☐ 介護サービスによって生活状況の見守りが出来ている。 （ ☐ 訪問系 ☐ 通所系又はショートステイ ☐ ケアマネジャーのみ） ☐ 虐待解消後、安定してサービスを利用している。 ☐ 虐待防止の視点から生活を見守る親族、近隣者、その他の体制がある。
②	継続的なケアマネジメント	☐ ケアマネジャーと介護サービス事業所が、虐待防止に関して共通認識を持っている。 ☐ ケアマネジャーが半年以内に交代していない。 （やむを得ず交代があった時は確実に引き継ぎが行われていればよい。） ☐ ケアマネジャーと高齢者もしくは養護者の関係が良好である。 ☐ 地域包括支援センターとケアマネジャーが、直近で半年に1回以上、同行訪問や話し合いの機会を持つなどして、連携が出来ている。
③	虐待解消	☐ 虐待解消後、半年以上、虐待の疑いも発生していない。
	見守り体制	☐ 地域包括支援センターが、必要に応じて直接訪問するなどしてモニタリングを行っている。 ☐ 地域包括支援センターと高齢者もしくは養護者の関係が良好である。 ☐ 虐待防止の視点から生活を見守る親族、近隣者、その他の体制がある。
④	入院・入所 転居 (いずれか)	☐ 入所 （ ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 老人保健施設 ☐ 有料老人ホーム ☐ 養護老人ホーム ☐ その他） ☐ 入院（ ☐ 一般病院 ☐ 療養型病院 ☐ 精神病院 ☐ その他） ☐ 転居（ ☐ 一般住宅 ☐ サービス付高齢者向け住宅 ☐ 高齢者専用賃貸住宅 ☐ その他）
	退院・退所 見込み	☐ 退院・退所の見込み無し。或いは、あっても危険性が低いと思われる。

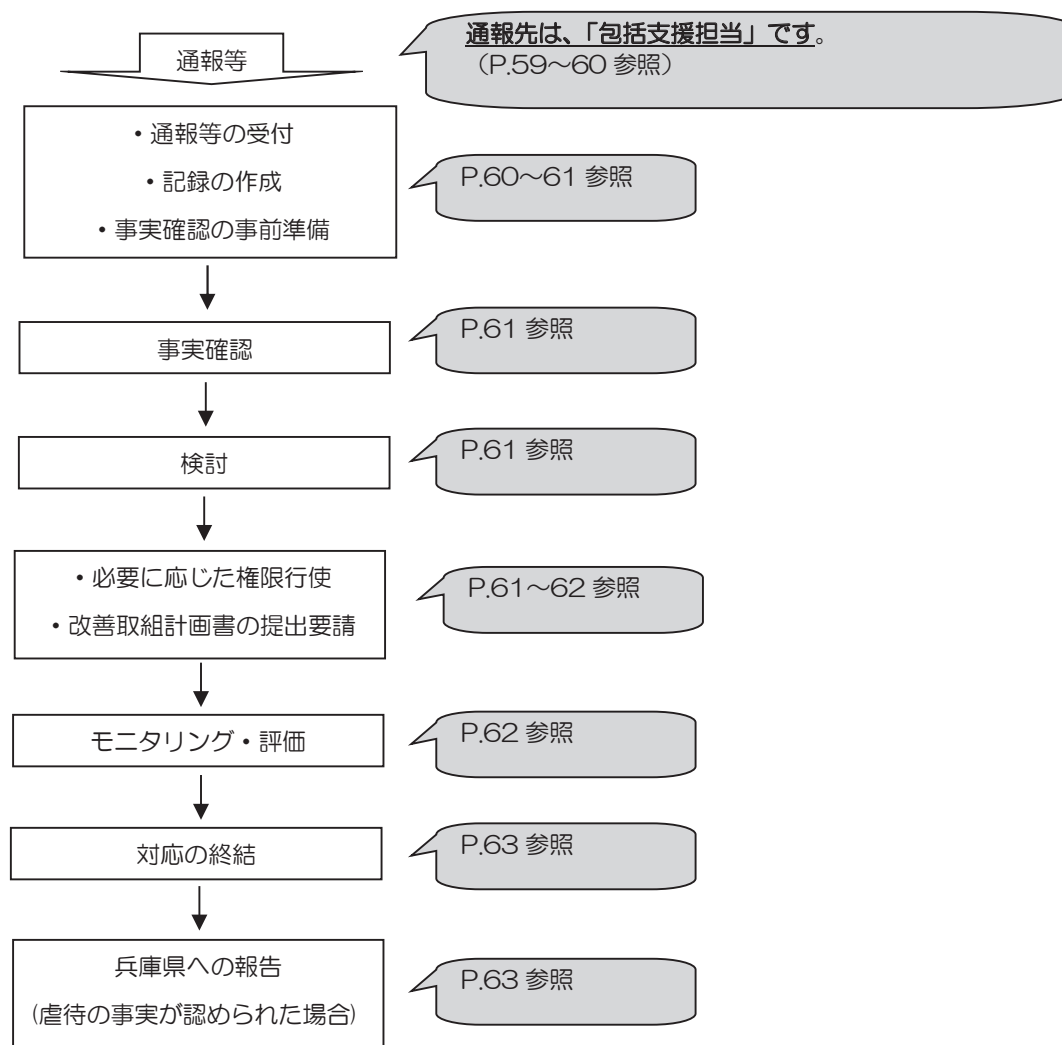
4. 5 終結時の申し送り

包括的・継続的ケアマネジメントへ移行時の担当ケアマネジャーへの申し送り、入院・入所時の病院・施設への申し送り、転居時に必要に応じた転居先地域包括支援センター等への申し送りの際は、尼崎市の地域包括支援センターが、包括支援担当の確認を経た「申し送り票」を申し送り先の担当者へ渡し、留意事項を説明します。

申し送り先病院・施設などは、特に、退院・退所・入院・高齢者や養護者の死亡時には、状況の変化が生じやすいことに留意し、気掛かりなことがあれば、地域包括支援センターへ報告します。

Ⅲ 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待 対応フローチャート



1 定義・概略

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法第2条、第20～26条に規定されています。

定義や対象範囲については、本マニュアルのP.4～7を参照してください。

【補足】

65 歳未満の者で養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者[障害者基本法（昭和45 年法律第84 号）第2条第1号に規定する障害者をいう。]については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

上記のみなし高齢者であっても、虐待を行った者が養介護施設従事者等ではなく、当該みなし高齢者の養護者である場合は、障害者虐待防止法の規定により、養護者による障害者虐待として対応することになります。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報

2. 1 高齢者虐待防止法における通報の義務、通報者の保護

(1) 通報の義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等が定められています（第21条）。

養介護施設・養介護事業所（以下、「養介護施設等」という。）は、職員に対し虐待防止教育を実施するだけでなく、虐待発見時の通報義務があることを周知しなければなりません。

- ① 養介護施設等において業務に従事する養介護施設従事者等 ⇒ 通報義務
- ② ①以外の発見者（虐待を受けている高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合） ⇒ 通報義務
- ③ ①②以外の発見者 ⇒ 通報努力義務

(2) 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、以下のように、通報者への不利益取扱い禁止が定められています。養介護施設等における高齢者虐待を、施設等の中で抱えることなく、早期発見・対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらが適用される「通報」については、虚偽又は過失によるものを除くこととされています。

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（養護者による高齢者虐待についても同様。）（第21条第6項）。
- ② 通報等を行った従業者等が、通報等を理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第21条第7項）。

(3) 公益通報者に対する保護

公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が定められています。

公益通報者に対する保護

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

なお、通報を受け付けた包括支援担当では、通報者に不利益が生じないよう配慮した対応を行います。

通報者が明らかになることで悪影響が生じる場合など、匿名での通報も可能です。

2. 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報先

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談の窓口は、

尼崎市 包括支援担当（※）です。

緊急を要するときは110番、または、119番に通報してください。

※ 高齢者が入所中の養介護施設等の所在地と、通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行います。家族等がいる市町村に通報があった場合、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぎます。施設に入所中の高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

通報時に把握できると良い情報（不明確な場合は、推測でも可）

虐待を受けた疑いのある高齢者について	①氏名 ②性別 ③年齢 ④心身状況 ⑤意思疎通の可否 ⑥虐待行為への意向 ⑦家族等の状況 ⑧その他特記事項・特徴
虐待を行った疑いのある職員について	①～④同上 ⑤職種・職位、経験年数 ⑥言葉遣い ⑦その他特記事項・特徴
虐待行為について	①発生日時・頻度・場所 ②具体的な内容 ③他の目撃者の有無 ④証拠の有無
施設の状況について	①施設の雰囲気 ②職員間の関係性が悪くないか ③職員の人数（人手が不足している様子はないか） ④衛生状況 ⑤身体拘束が実施されていないか

3 尼崎市の対応

3. 1 通報等の受付及び記録の作成

前頁に記載のとおり、包括支援担当が、通報等を受け付けます。関係課や関係機関が受け付けた通報等を、包括支援担当に情報提供することも想定されます。

通報等を受け付ける職員の対応

通報者の心情や立場への配慮	通報者が戸惑いや不安を抱え、意を決し連絡していることに留意し、支持的な対応を行います。 将来的に協力を依頼する可能性を視野に入れ、通報者の連絡先を確認するとともに、対応した担当者名・連絡先を伝えます。
内部・匿名通報への対応	守秘義務、通報等の不利益取扱の禁止、公益通報者保護について説明し、安心して話せるよう配慮します。
曖昧な表現の数値化	「夜、怒鳴り声が聞こえる」といった通報の場合、「何回聞いたか」、「何時ごろか」など、可能な範囲で数字に置き換えて確認します。
通報者等へのフィードバック	通報者等が調査結果等を求める場合には、可能な範囲で報告しますが、守秘義務や個人情報保護との関係から、報告できないことがあることを伝えます。

3. 2 事前準備

(1) 情報収集

通報を受けた包括支援担当は、事実確認を行うための情報を事前に収集します。

一例として、虐待を受けたおそれのある高齢者が、要支援または介護の認定を受けている場合は、介護保険認定調査票、給付管理情報などからの情報収集が考えられます。

通報等が寄せられた養介護施設等については、過去の指導監査の結果、苦情・相談歴、事故報告書やそれに対する指導内容からの情報収集が考えられます。

(2) 対応方針の検討

包括支援担当、介護保険事業担当、法人指導課、その他必要に応じた関係課が、対応方針について検討します。

3. 3 事実確認

高齢者虐待防止法第 24 条では、市町村・都道府県における通報等への対応について規定されています。

包括支援担当、介護保険事業担当、法人指導課、その他の必要に応じた関係課が、高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の協力の下に行う調査による事実確認を行います。

3. 4 検討

包括支援担当、介護保険事業担当、法人指導課、その他必要に応じた関係課が、事実確認結果を基に、記録を作成します。その後、虐待の有無・緊急性を判断し、今後の対応方針について検討します。

なお、初回の訪問調査では十分な確認が出来なかった場合や、調査の中で新たに確認すべき事項が発生した場合などは、時間を空けずに再度、調査を実施します。あるいは、関係者や関係機関から情報収集するなど、補充調査を実施することも想定されます。

事実確認の結果、虐待の事実が認められ、高齢者の生命または身体に危険が生じているおそれがある場合や、当該養介護施設等では高齢者の安心・安全な生活が確保できない場合、やむを得ない事由による措置などによる高齢者の保護や医療機関への入院等の緊急対応を検討します。

3. 5 必要に応じた権限行使

老人福祉法または介護保険法には、市町村・都道府県による「文書の提出等」「報告徴収・立入検査等」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」などが規定されています。事案の状況によっては、尼崎市がこれらの権限行使を行います。なお、未届の有料老人ホーム等に対しては、仮に届出が無くとも法の規定する権限行使が可能です。

3. 6 改善取組計画の提出要請

虐待の事実や、改善を要する事項が認められた場合、尼崎市が養介護施設等に対し、指導内容を記した通知を送付します。通知を受けた養介護施設等は、定められた期限内に、尼崎市へ指導内容に対する改善取組計画書を提出します。

提出された計画書は、指導内容に対し具体的な行動計画に基づいた取組内容が記載されているか、管理職中心の行動計画ばかりではなく、組織全体として虐待の発生防止にかなった内容が記載されているかなどを確認します。実効性が伴わない具体性に欠ける計画の場合は、修正の指導を行います。

改善取組計画のチェック事項の例

- ☐ 指導事項が反映されているか
- ☐ 改善取組の具体的方法が示されているか
- ☐ 改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか
- ☐ 改善取組のための必要な職員が割り振られているか
- ☐ 経営者・管理者層の責任において作成されているか
- ☐ 作成に経営者・管理者層や職員全体が関わっているか
- ☐ 目標や達成時期が明確か（短期・中長期的に達成すべきことなど） 等

3. 7 モニタリング・評価

改善取組計画書受理後、達成目標期日が経過した段階で、包括支援担当、介護保険事業担当、法人指導課、その他の必要に応じた関係課は、必要に応じて当該養介護施設等を訪問し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた改善取組の評価を行います。改善取組が滞っていたり、改善意識が見られない場合、改善勧告や改善命令などの権限を行使し、養介護施設等の改善取組を促します。

モニタリング時の確認事項の例

- ☐ 虐待や不適切なケアなどが解消されているか、新たに生じていないか
- ☐ 改善目標が計画どおり達成されているか
- ☐ 改善が進んでいない項目の、新たな取組みの必要性はないか
- ☐ 虐待に関連して改善を要する事項は無い
- ☐ 虐待が生じるような不安要素はないか
- ☐ 虐待が生じた場合の対応策が講じられているか
- ☐ 虐待予防のための取組が継続されているか

3. 8 対応の終結

虐待の解消や、養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制が整っていることが確認出来れば、虐待対応は終結となります。終結していないことは、養介護施設等による高齢者への権利侵害が継続していることを意味します。そのため、最終的に終結の判断を行うことが出来るまで、尼崎市の対応を継続します。

虐待対応終結後も養介護施設等をフォローしていきます。

終結時の確認事項の例

- ☐虐待や不適切なケアが解消されている
- ☐個々の改善目標が計画どおり達成された
- ☐虐待予防のための取組が継続して行われている
- ☐虐待が生じた場合の対応策が講じられている
- ☐改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取り組みを含む）

3. 9 兵庫県への報告

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた市町村は、虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません（第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故など、虐待事例以外の様々なものも含まれます。

そのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認された事案のみを兵庫県に報告します。

兵庫県は、毎年度、県下の高齢者虐待の状況等を公表します。

都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- ①虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）
- ②虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村が行った対応
- ⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

4 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、養介護施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、養介護施設等の運営基準において、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして、安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、『身体拘束ゼロへの手引き』（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：『身体拘束ゼロへの手引き』（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たした上で所定の手続きを行うことが必要）

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束が一時的なものであること

留意事項

身体拘束等の適正化のため、基準省令において、事業者は以下の措置を講じなければならないとされています。基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として減算が適用されることがあります。

- ① 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとされています。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

（１）管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待防止に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施を依頼するとともに、市町村や都道府県でも研修等の機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上させるための取組が期待されます。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。管理職が中心となってサービス向上にむけた取組が期待されます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は「教育、知識、技術不足など」、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が高い傾向にあります。

養介護施設等における組織全体としての意識醸成、取組の推進の例

- ① 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- ② 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）

（２）情報公開

養介護施設等は、利用者が安心して過ごせる環境を提供するものですが、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束等の虐待事案が通報されにくい可能性があります。このため、養介護施設等の施設長等を中心とした従事者同士の一層の協力・連携による風通しの良い組織運営とともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが有効です。

具体的には、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、介護保険の任意事業である地域支援事業の介護相談員派遣事業を積極的に活用したりすることで、行政の指導監督部門を補完し、身体拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

（３）苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設等に対して、サービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（第20条）。養介護施設等においては、苦情相談窓口を開設するなど、苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握する事が求められています。

また、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。尼崎市は、これらの指導・助言に努めることが重要です。

（４）組織的運営の改善

養介護施設等には、高齢者虐待の未然防止のために、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているか把握することが求められています。これらを自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要があります。

運用改善にあたっては、「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに努めることも有効です。発生した事故等への対応のみに留まらず、未然の施設情報から、早期に対応すべき虐待等課題洗い出しの体制整備について助言をすることも大切です。

また、事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土を作り、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法について市町村として理解しておき、適宜助言することも大切です。

IV 關係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：平成二六年六月二五日法律八三号

- 第一章 総則(第一条一第五条)
- 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条一第十九条)
- 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条一第二十五条)
- 第四章 雑則(第二十六条一第二十八条)
- 第五章 罰則(第二十九条・第三十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定

する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包

括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
 - 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

- 第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

- 第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

- 第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。
- (平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(事務の委託)

- 第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

- 第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

- 第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

- 第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

- 第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

- 第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

- 第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

- 第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十四条並びに第三百十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第三百十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一一六号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行）

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日から施行）

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。
（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

- 三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法が目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七条、第一百八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百六条第一項、第二百七条、第二百八条、第二百四十一条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、

第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。))及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第十三条の六第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日
(平成二七年政令第四九号で平成二八年四月一日から施行)
(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

V 高齢者虐待対応帳票

地域包括支援センターの相談受付票 (基本情報・表)

《基本情報》

作成担当者：

作成日 年 月 日

相 談 日	年 月 日 ()		来 所・電 話 その他 ()		初 回 再来 (前 /)
本人の現況					
本人氏名		男・女	M・T・S	年 月 日生 () 歳	
住 所				Tel () Fax ()	
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度 認知症高齢者の日常生活自立度		自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
認定情報	非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5・未申請・申請中 有効期間： 年 月 日～ 年 月 日 (前回の介護度)				
障害等認定	身障 ()、療育 ()、精神 ()、難病 ()、・・・ ()				
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 () 階、住宅改修の有無				
経済状況	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・・・				
来 所 者 (相 談 者)				家 族 構 成	家族構成 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●■=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)
住 所 連 絡 先		続柄			
緊急連絡先	氏名	続柄	住所・連絡先		
担当ケアマネ				家 族 関 係 等 の 状 況	

《相談内容と対応》

相談経路					
相談内容					
他機関での相談状況					
対 応	緊急・通常・継続 (回目) ・情報提供のみ・終了				
	支援計画 (概要)				
	相談継続	つなぎ先： 担当者： 内容： 日時： 年 月 日 () 時 / TEL・Fax・Mail			
	相談継続	次回予約日：あり 月 日 () 時 / ・なし 担当：			
	モニタリング	不要 必要 ⇒ 年 月 日頃：確認先 [] 1～2ヶ月後			

(基本情報・裏)

高齢者名	
------	--

《介護・介護予防に関する事項》

今までの生活					
現在の生活状況	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技	
	時間	本人	介護者・家族		
				友人・地域との関係	

《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

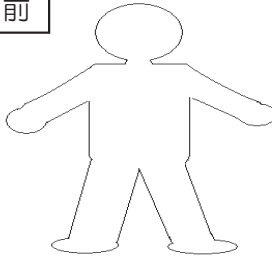
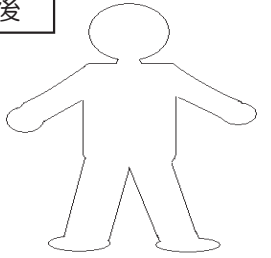
年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)		経過	治療中の場合は内容
			Tel	治療中 経過中 その他	
			Tel	治療中 経過中 その他	
			Tel	治療中 経過中 その他	
			Tel	治療中 経過中 その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

高齢者虐待相談確認票

高齢者名

作成者			
氏名		所属	
作成日	令和〇年〇月〇日		
発見者			
氏名		所属	
高齢者との関係		連絡先	
虐待の状況（包括ケアが確認したことを記入）			
確認方法	選択してください	直接確認の有無	選択してください
確認した職員		確認した場所	
虐待の種類	身体的虐待 / 介護・世話の放棄、放任 / 心理的虐待 / 性的虐待 / 経済的虐待		
いつ・どこで・ 頻度・程度			
外傷の有無	前  後 		[備考]
緊急性	選択してください		
緊急性の 判断理由			
高齢者の状況			
世帯状況	選択してください		
A D L	歩行	選択してください	
	排泄	選択してください	
	食事	選択してください	
	家事等	選択してください	
会話の状況	選択してください		
判断能力	選択してください		
社会参加	選択してください		
金銭管理	選択してください		
資産・負債状況			
養護者の状況			
氏名		生年月日/年齢	〇年〇月〇日（〇歳）
高齢者との関係		性別	選択してください
心身状況や 経済状況			
支援を 行っている機関			
その他特記事項			

高齢者虐待リスクチェックシート

シート3

高齢者名

作成者

氏名

所属

作成日 令和〇年〇月〇日

あてはまる場合には「○」、あてはまらない場合は「×」、情報が未収集の場合は「未」を選択する。

該当する口を■に選択する。

補足事項などがあれば記載

緊急	①	既に重大な結果を生じている 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥瘡、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮など	
	②	高齢者 保護を求めている	
	③	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴え	
	④	虐待により、人格や精神状態に著しい歪みを生じている	
	⑤	養護者自身の保護を求めている	
	⑥	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴え	
	⑦	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある	

要注意（１）	⑧	今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる 頭部打撲、顔面打撲・腫張、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、極端な、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、その他	
	⑨	家庭内で虐待の連鎖が起きている	
	⑩	繰り返されるおそれが高い	
	☐	習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他	
	☐	養護者 虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、他	
☐	精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他		

要注意（２）	⑪	高齢者に虐待につながるリスク要因がある	
	☐	寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2	
	☐	認知症自立度：Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M	
	☐	性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他	
	☐	問題行動：徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他	
	☐	精神疾患、依存症、その他	
	⑫	養護者に虐待につながるリスク要因がある	
	☐	高齢者への拒否的感情や態度	
	☐	重い介護負担	
	☐	介護疲れ	
	☐	認知症や介護に関する知識・技術不足	
	☐	性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他	
	☐	障害・疾患：知的障害、精神疾患、依存症、その他	
☐	経済的問題：低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他		

要注意（３）	⑬	虐待につながる家庭状況がある	
	☐	長期にわたる養護者・高齢者間の不和の関係	
	☐	養護者・高齢者の依存的関係	
	☐	養護者が暴力の被害者	
	☐	その他の家族・親族の無関心	
	☐	住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他	

その他
特記事項

支援チーム会議検討記録

開催日時	令和	年	月	日	()	:	~	:	開催回数	回
開催場所									主担当者	副担当者
高齢者名										
出席者	所属	氏名	対象者との関わり	所属	氏名	対象者との関わり	所属	氏名	対象者との関わり	
検討内容										
各関係機関からの情報提供／追加・補足情報（機関名と情報を記入）										
援助方針・支援内容										
協議結果										
各関係機関の役割の決定（機関名・担当者・役割を記入）										
協力を依頼するべき関係機関と期待する役割（機関名と期待する役割を記入）										

地域包括支援センターが、事前に入力し、会議時に出席者に配布する。守秘義務のない出席者は、会議後に回収する。

地域包括支援センターが、会議後に入力し、尼崎市包括支援担当および、守秘義務のある出席者に配付する。

高齢者虐待 援助計画書 兼 モニタリング・評価票

地域包括支援センター名：尼崎市「●●●」地域包括支援センター

高齢者名：

① 援助計画書						② モニタリング・評価票	
作成者							
作成日 / 評価日							
評価予定日							
課題および目的		高齢者・養護者などの意向	支援内容	支援機関・担当者	実施日時・期間	目標達成状況／今後の予定	
1						☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他（ ）	
2						☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他（ ）	
3						☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他（ ）	
4						☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他（ ）	
5						☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他（ ）	
評価時の状況		今後への対応				☐ 現在の計画内容に基づき、支援を継続 ☐ 援助計画の見直し及び再作成 ☐ 虐待対応最終の検討 （ ☐ 包括的・継続的ケアへ移行） （ ☐ 地域包括支援センターにリレーを継続） （ ☐ 入院・入所・転居による安全確保） （ ☐ その他）	
1. 虐待	☐ あり ☐ 疑い（確認継続） （状況の詳細を記入）	☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ なし ☐ 不明					
2. 総合的評価	（特記点があれば記入）						

取扱注意(持ち出し等)

引き継ぎ日 年 月 日

申し送り票

ふりがな		性 別	生 年 月 日
対象者氏名		男・女	年 月 日 (歳)
地域包括支援センター		引き継ぎ先機関	
担当者		担当者	
電話番号		電話番号	

経緯

本人の状況 (介護や障害の種類や程度及び身体状況・意向など)

養護者・家族の状況

(介護や障害の種類や程度及び身体状況・意向など)

申し送り事項 (特に注意していただきたい事など)

備考

下記の時は、予め地域包括支援センターへ速やかに連絡してください。

☐退院 ☐退所 ☐入院 ☐入所 ☐死亡 ☐その他 ()

尼崎市 包括支援担当 処理欄

[受付]

[確認]

高齢者虐待 コアメンバー会議検討記録

高齢者名		会議日時： 年 月 日 時 分
記録者名	尼崎市「●●」地域包括支援センター	
出席者		【記入例】 名前(所属)、名前(所属)、名前(所属)
虐待事実の判断	☐ ①虐待の事実なし ☐ ②虐待の事実あり (☐身体的虐待 ☐放棄・放任 ☐心理的虐待 ☐性的虐待 ☐経済的虐待) ☐ ③事実確認の継続が必要	☐緊急的分離／保護() ☐入院() ☐面会制限 ☐家族支援・家族間調整 ☐在宅サービス導入・調整() ☐専門医紹介・医療導入支援() ☐経済的支援(生活保護相談・申請／各種減免手続き等)() ☐成年後見制度／日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)活用検討 ☐関係機関との連携() ☐その他()
上記の根拠及び補足		☐有 ☐無 ☐検討中(理由：)
緊急性の判断	☐緊急保護の検討 ☐集中的援助 ☐事実確認を継続 ☐入院や通院が必要(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療) ☐高齢者本人・養護者が保護を求めている ☐暴力や脅しが日常的に行われている ☐今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 ☐虐待につながる家庭状況・リスク要因がある ☐その他()	☐有：☐訪問介護 ☐通所介護 ☐短期入所生活介護 ☐認知症対応型共同生活介護 ☐小規模多機能型居宅介護 ☐養護老人ホーム ☐特別養護老人ホーム ☐無 ☐検討中(理由：)
上記の根拠		☐無 (☐未選任 ☐選任済) ☐検討中(理由：)
高齢者本人の意見・希望		
養護者の意見・希望	支援の必要性 ☐ あり (機関：) ☐ なし ☐ 不明	総合的な支援の方針
		その他 特記事項

